仙石山仏教学論集
第 6 号（平成 23 年）

Sengokuyama Journal
of Buddhist Studies
Vol. VI, 2011

高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』に関する試論

楊　婷婷

高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』に関する試論

楊婷婷

一、はじめに

『四分比丘尼羯磨（法）』は一巻本で、劉宋求那跋摩の訳とされ、比丘尼僧団に於いて行われる作法儀式を集めたものである。『大正新脩大蔵経』（以下『大正蔵』と略す）第二十二巻に収録されている『四分比丘尼羯磨法』は高麗再雕版を底本とし、宋・元・明三本、宮内庁本によって校合したものである。その内容の説明については、『大蔵経全解説大事典』と『仏書解説大辞典』が簡にして要を得ている[1]。

ところで、日本南禅寺に所蔵されている高麗初雕本蔵経に『大正蔵』収蔵のものと完全に別内容の『四分比丘尼羯磨』が見られる。同じ高麗版蔵

1　現在『大正蔵』に所収されている『四分比丘尼羯磨』については、『大蔵経全解説大事典』と『仏書解説大辞典』との説明文は下記の通りである。

「四分比丘尼羯磨、四分羯磨、四分尼羯磨、曇無徳羯磨、雑羯磨ともいう。一巻本。受戒、懺悔、安居、自恣といった仏教教団（僧伽）運営上、実際に行われる儀式のときに入用の部分、あるいは読み上げるべき文を集めたもの。本書は四分律に説く羯磨を集めたものであり、比丘尼のために結界法第一、受戒法第二、除罪法第三、説戒法第四、安居法第五、自恣法第六、分衣法第七、衣食浄法第八、雑法第九が記されている。なお本書には、比丘尼羯磨の後に参考的な種々の比丘尼羯磨文が記されている。」（中根洋雅氏の解題。『大蔵経全解説大事典』386頁。鎌田茂雄、河村孝照ほか編、雄山閣出版、1998年8月20日）

「この本は支那に於ける尼羯磨法の最初の訳出である。求那跋摩の支那に来るや、景福寺の恵果尼以下三百人を、南林寺の戒壇に於いて受戒のことを行った。これ四分による比丘尼受戒の最初であって、この時実際上の必要から、この羯磨法が訳述されたものと思うのである。内容は結界法、受戒法、除罪法、説戒法、安居法、自恣法、分衣法、衣食浄法、雑法の九に分れている。」（境野黄洋氏の解題。『仏書解説大辞典』第4巻、219頁下段。小野玄妙編、大東出版社、1933年7月）

経であるのに、何故このような異同が生じているのか、初雕本『四分比丘尼羯磨』とは一体何であろうか。このような問題点について、今回筆者は『四分比丘尼羯磨（法）』という文献の基礎的な考察をしておきたいと考えた。

二、研究価値と問題の所在

大蔵経の系統という視点から見れば、高麗初雕大蔵経と趙城金蔵は共に北宋の勅版大蔵経『開宝蔵』の系統に属する。趙城金蔵には『四分比丘尼羯磨』が入っていたが、現存するものは前半部分が欠けている。高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』テキストの出現によって、その内容と趙城金蔵本テキストの内容との比較ができるようになった。その結果、趙城金蔵に残されている部分と初雕本の後半とは、内容や版式などがほぼ完全に合致していることが明らかになった[2]。『開宝蔵』系統に属することは恐らく間違いないだろう。加えて、高麗初雕本に完全なテキストがあるので、『開宝蔵』系統の『四分比丘尼羯磨』の全貌が復元できるようになった。

次に、内容について見てみよう。そもそも『大正蔵』に収蔵されている『四分比丘尼羯磨法』は曇諦訳『羯磨』の比丘尼部分とほぼ同じである。従来の研究では『四分比丘尼羯磨法』（高麗再雕本）は曇諦訳『羯磨』から抄出したものであると判断されている[3]。確かに、初雕本が出るまで、残本の金蔵本以外に、各蔵経に収蔵されている『四分比丘尼羯磨』は若干相異する箇所が見られるが、曇諦訳『羯磨』と殆ど類似していて、「抄出」であるといっても言い過ぎでない。趙城金蔵本は残本にもかかわらず、ほかには何処にも見られない内容であるからか、従来の研究は全く触れていない。完本の高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の出現は、このテキストの構成や内容についてはじめて十分に考察する機会が訪れたことを意味している。これによって、テキストの成立まで遡っていくことが可能である。そ

2　拙稿「高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の基礎的研究」（平成22年度修士学位論文）を参照。

3　平川彰著『律蔵の研究』260頁。春秋社、1999年6月。
土橋秀高著『戒律の研究』366-367頁。永田文昌堂、1980年5月。

うすると二種の『四分比丘尼羯磨』（高麗初雕本・高麗再雕本）の正体が明らかになる可能性が出てくるだろう。

以上、高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』が正式な文献として『開宝蔵』に入蔵されたのは、このテキストが当時一定の影響力を持ち、ある範囲内で使われていたと想定できる。羯磨本そのものは実際に使用されているものであるので、初雕本テキストには必ず或る時代の、或る僧団の実状が反映されているに相違ないと考えられる。

三、高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の書誌

本書は南禅寺に所蔵されている。形態は折帖本である。一紙 23 行×14 字、全体の張数は 22 張（第一紙 22 行、第二十二紙は尾題を含めて 24 行である)。柱に経名、張次、千字文号が記されている。巻首破損。若干見にくいが、首題は『四分比丘尼羯磨』であることが判断できる。経題の下部に千字文号がある。「傅」を朱筆で消して、上に墨書きで「訓」と書いてある[4]。その上に半分しか残っていない「神撫山禅昌寺[5]常住」（朱印）という所蔵印が押されている[6]。訳者名なし。尾題は『四分比丘尼羯磨』である。写真しか見られないため、法量が分からないが、『日本南禅寺所蔵高麗初雕大蔵経調査報告書』によれば、初雕本の形態は、概して紙高 27.6～28.1 cm、匡高 21.1～23.0 cm、紙幅 43.7～49.0 cm である。元来は巻子本であるが、23 行 14 字で 5～6 行ずつ折帖の形態に改装されているという[7]。写真によって折り目がはっきり見えるので、本書は 5 行ずつ折られ

---

4 千字文の順番は「外受傅訓」である。つまり、直された千字文号はもとの千字文号より一字下がる。

5 神戸市須磨区禅昌寺町にある。神撫山（かんなでやま）禅昌寺といい、本尊は十一面観音。延文年間（1356～1360 年）月庵宗光禅師の開山により創建された寺である。1614 年に徳川家康の命令によって南禅寺に移管された大蔵経は、元々禅昌寺に所蔵されていた資料である。

6 所蔵印については、他の経典の画像を参考すれば、「攝州兵庫下庄帝釋/神撫山禪昌寺常住」である。本書は左の半分しか残っていない。

7『日本南禅寺所蔵高麗初雕大蔵経調査報告書』、韓国：（社）蔵経道場高麗大蔵経研究所、日本：花園大学国際禅学研究所共編、2010 年 1 月 25 日。

ていることが判断できる。

四、『四分比丘尼羯磨』の諸本について

前にも触れたように、高麗初雕大蔵経が出現する前、『四分比丘尼羯磨』と名づけた文献は各蔵経（趙城金蔵本を除く）にあるテキストが多少異なっているが、それほどの大きい違いがなかった。初雕本テキストの出現によって、状況が全く変わってきた。ここでは、まず現在確認できる刊本と写本の中にある『四分比丘尼羯磨（法）』を題名とする文献の現状を整理してみる。

高麗蔵については、二つの版の内容が違うため、初雕本と再雕本を分けて取り上げる。『大正蔵』の脚注によれば、初雕本と再雕本との差異ほどではないが、宋・元・明三本と高麗再雕本の間にもだいぶ異なっている部分のあることが確認できる。また、三本を直接確認しなかったが、磧砂蔵の内容とほぼ同じであることも確認できるため、ここは磧砂蔵を取り上げる。他には、日本の聖語蔵（天平年間の奈良写経）にも『四分比丘尼羯磨』が見られる。内容によって以下の三種類に分類することが出来る。

【A】

・高麗初雕本

南禅寺所蔵。首題は『四分比丘尼羯磨』で、千字文号は「傅」を朱筆で消して、上に「訓」と書かれている。訳者は欠で、尾題は『四分比丘尼羯磨』である。一紙 23 行×14 字であり、全体の張数は 22 張である。（第一紙 22 行、第二十二紙は尾題を含めて 24 行である）。柱に経名、張次、千字文号が記されている（四分比丘尼羯磨　第◇丈　傅）。張次を「丈」で表記している。内容は再雕本と全体的に異なっている。

・趙城金蔵寺本

『中華大蔵経』収蔵。金蔵とは金皇統 9 年（1149）から大定 13 年（1173）の間に刊刻された大蔵経である。前部七張は欠であるので、首題、千字文号、訳者は不明であるが、柱に「四分比丘尼羯磨法　第張　傅字号」が記されているところから、首題は『四分比丘尼羯磨（法）』で、千字文号は

「傅」であることが推測できるだろう。尾題は『四分比丘尼羯磨文』である。最後の一紙の柱に「第二十三張」と記されていることにより、全体は23張であることが分かる。23張目には尾題のみ入っている。一紙23行×14字であり、初雕本と同じ版式である。現存している十六張の内容は初雕本と同じである。

【B】

・高麗再雕本

『高麗大蔵経』収蔵。首題は『四分比丘尼羯磨法』であり、千字文号は「傅」であり、訳者は「宋罽賓三蔵求那跋摩訳」である。尾題は「四分比丘尼羯磨法一巻」である。柱に「四分比丘尼羯磨　第◇張　傅」が記されている。巻末に校正文が付され、最後に「乙巳歳[8]高麗国大蔵都監奉勅雕造」とある。校正文を含めて全体25張である。正文として24張で、最後の一紙に20行がある。内容は曇諦訳『羯磨』の尼僧部分と同じである。

・聖語蔵本

外題・内題・尾題はすべて『四分比丘尼羯磨法』である。訳者は「宋元嘉年求那跋摩訳」である。巻末に光明皇后願文があり、最後に「天平十二年五月一日記」とある。740年に書かれたものであると示している。内容は高麗再雕本と同じである。

【C】

・磧砂蔵本

『磧砂大蔵経』所収。『磧砂蔵』とは平江府（現在の蘇州）磧砂延聖院で開雕したことにより命名され、宋代理宗の時から始まって元大徳年間（1297-1307）まで91年間に亘って完成した大蔵経である。首題は『四分比丘尼羯磨一巻』であり、千字文号は「訓」となっている。訳者は「劉宋罽賓三蔵求那跋摩訳」であり、尾題は「四分比丘尼羯磨一巻　訓七」であり、

8　再雕版大蔵経の板刻年代1236〜1251年を参考して、「乙巳歳」は西暦1245年である。

その後に反切がある。内容は曇諦訳『羯磨』に近いが、異なっている部分もある。

以上、内容の面から各蔵経にあるテキストを分けている。

ここでは、先に刊本大蔵経の系統について先学の研究を簡要に述べなければならない。竺沙雅章氏は『宋元佛教文化史研究』の第一章「漢訳大蔵経の歴史：写経から刊経へ」の中で、宋元版大蔵経の系譜について、「第一類蔵経」「第二類蔵経」「第三類蔵経」と3つに分けている。この分け方には二つの根拠がある。その一つ目は版式である。つまり一行何文字であるか、巻物であるかどうかという点である。その二つ目は千字文番号の違いである。詳しくいうと、「第一類蔵経」は開宝蔵系である。毎版23行、一行14文字、大体巻子本である。千字文番号は『開元釈教録略出』より「一字繰上げ」になる。開宝蔵、高麗蔵、金蔵、弘法蔵はこの系統に属する。「第二類蔵経」とは契丹蔵である。毎版27～28行、一行17文字。千字文番号は『開元釈教録略出』により一字下がる。「第三類蔵経」とは、毎版30行、一行17字、形として大体折本である。千字文番号は『開元釈教録略出』と一致している。「江南諸蔵」ともいう。日本にある宋元版というのは、第三類蔵経のものばかりである[9]。

明らかに【A】は第一類蔵経の開宝蔵系統に属し、【C】は第三類蔵経の江南諸蔵系統に属する。問題は【B】はどの系統に属するのかである。元来、高麗再雕本は開宝蔵や高麗初雕本を底本にして作られた蔵経であるため、開宝蔵の一系統を継承するはずだが、何故相異が出てくるのか。その理由は、再雕版蔵経を板刻するときに、守其を中心とする集団が主に宋本蔵経、契丹蔵経、初雕蔵経三本を校勘し、経典の重複と経文の誤りなどを判定し、それを根拠にして再雕蔵経に載せるかどうかを決めるという校訂活動を行ったのである。つまり、再雕大蔵経には開宝蔵や初雕大蔵経に見られない内容も入っている。その校勘の詳細は高麗大蔵経第三十八巻にある『高麗国新雕大蔵校正別録』（以下『校正別録』と略称する）に集められている[10]。その中、『四分比丘尼羯磨』に関する校勘文がある。後にはこの

9　竺沙雅章著『宋元佛教文化史研究』281～291頁。汲古書院、2000年8月。

校勘文を詳しく検討するので、ここには関係がある箇所を先に取り上げる。

> 按此羯磨一卷、宋本與國本則同、丹本將二本獨異。何耶。今撿丹本、與懷素所集文義大同、又其起盡有倫叙。可觀知是跋摩所譯正本。故取之入藏。…（中略）…故知二本是乃後代無稽之人臆度乱抄耳。不可依用。今故 之。

ということは、守其の校勘文によれば、現在高麗再雕版大蔵経にある『四分比丘尼羯磨』は契丹蔵系統に従ったものである。

竺沙説に基づくなら、磧砂蔵本『四分比丘尼羯磨』の千字文号は『開元釈教録略出』と同じ、つまり「訓」である。高麗初雕本と金蔵本の千字文号は磧砂蔵本と一つずれて、「訓」より一つ繰り上げる「傅」を取っている。高麗再雕本は内容が契丹本によって変わったが、並び順は変わるはずがないため、千字文号は高麗初雕本に従った「傅」である。前掲所蔵状況と大体合致している。問題があるのは、高麗初雕本の千字文号が直されたことが見られるという点である。いつ、どこで直されたのかをはっきり確認できないが、『開元釈教録略出』に合わせるようにされたことからみると、恐らく日本で手が加えられたのであろう。

以上をまとめて、現在確認出来る各蔵経にある『四分比丘尼羯磨（法）』を題名とするテキストの状況を以下の通り表に示した。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>首題</th><th>尾題</th><th>訳者</th><th>千字文号</th></tr>
<tr><td rowspan="2">開宝蔵系統</td><td>高麗初雕本</td><td>四分比丘尼羯磨</td><td>四分比丘尼羯磨</td><td>不明</td><td>傅（訓）</td></tr>
<tr><td>趙城金蔵本</td><td>欠（四分比丘尼羯磨と推測する）</td><td>四分比丘尼羯磨文</td><td>欠</td><td>欠（傅と推測する）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契丹蔵系統</td><td>高麗再雕本</td><td>四分比丘尼羯磨法</td><td>四分比丘尼羯磨法一巻</td><td>宋罽賓三蔵求那跋摩訳</td><td>傅</td></tr>
<tr><td>聖語蔵本</td><td>四分比丘尼羯磨法</td><td>四分比丘尼羯磨法</td><td>宋元嘉年求那跋摩訳</td><td>無し</td></tr>
</table>

10『高麗大蔵経解題索引総目録』（日本語版）、954 頁。同朋舎、1978 年 11 月。

江南諸蔵系統	磧砂蔵本	四分比丘尼羯磨一巻	四分比丘尼羯磨一巻訓七	劉宋罽賓三蔵求那跋摩訳	訓

五、僧伝や経録に見える『四分比丘尼羯磨』と『羯磨』の訳出

前述したように、開宝蔵系以外の蔵経にある求那跋摩訳『四分比丘尼羯磨』は曇諦訳『羯磨』と深く関わっている。この二つの経典について検討する必要がある。従って、訳者に関するところも明らかにしなければならない。先ずは僧伝と経録の記載に基づいて、訳者について考察してみたい。

1. 求那跋摩

梁の僧祐（445～518）撰『出三蔵記集』には以下の通りに記されている。

以元嘉八年正月至都。即住祇洹寺。（中略）頃之於祇洹寺訳出衆経。菩薩地曇無徳羯磨優婆塞五戒略論三帰及優婆塞二十二戒。（中略）外国沙門伊葉波羅。訳出雑心。至択品未竟。（中略）至是乃更請跋摩。於寺重更挍定正其文旨。（中略）其年九月二十八日（中略）奄然已終。春秋六十有五。[11]

（試訳）

（求那跋摩）は元嘉八年正月に都（建業）に至って、祇洹寺に住んでいた。（中略）しばらく経つと、祇洹寺で多くの経典を訳出した。『菩薩地経』、『曇無徳羯磨』、『優婆塞五戒略論』、『三帰及優婆塞二十二戒』など。（中略）外国沙門伊葉波羅は雑心（『雑阿毘曇心』）を訳出し、択品までしか終わっていなかった。（中略）その後更に跋摩に訳出を慫慂したところ（祇洹寺）で改めて『雑阿毘曇心』の文義を校訂した。（中略）その年九月二十八日に突然亡くなった。六十五歳である。

菩薩善戒十巻（或云菩薩地十巻）

優婆塞五戒略論一巻（一名優婆塞五戒相）

[11]『大正蔵』55 巻 104 頁中段 14 行～23 行。

三歸及優婆塞二十二戒一巻（或云優婆塞戒）
曇無徳羯磨一巻（或云雜羯磨）
右四部。凡十三巻。宋文帝時。罽賓三蔵法師求那跋摩。於京都訳出[12]
（試訳）
『菩薩善戒』十巻（或いは『菩薩地』十巻とも云う）。『優婆塞五戒略論』一巻（一つは『優婆塞五戒相』と名づける）。『三歸及優婆塞二十二戒』一巻（或いは『優婆塞戒』とも云う）。『曇無徳羯磨』一巻（或いは『雜羯磨』とも云う）。右の四部、凡そ十三巻。宋文帝の時、罽賓三蔵法師求那跋摩は京都（建業）において訳出した。

『出三蔵記集』求那跋摩伝によると、求那跋摩は元嘉八年（431年）正月に建業に至って、『菩薩地経』、『曇無徳羯磨』、『優婆塞五戒略論』、『三帰及優婆塞二十二戒』を訳出し、同年九月に没した。なお、「新集経論録」によれば、求那跋摩訳『曇無徳羯磨』一巻はまた『雜羯磨』とも言われる。

梁の慧皎撰（497～554）『高僧伝』所収「求那跋摩伝」にも同様なことが記されている。次の通りである。

以元嘉八年正月達于建鄴。（中略）外国伊葉波羅訳出雑心。至択品而縁礙遂輟。更請跋摩訳出後品。足成十三巻。并先所出四分羯磨優婆塞五戒略論優婆塞二十二戒等。凡二十六巻。[13]
（試訳）
（求那跋摩）は元嘉八年正月に建業（鄴）に到達した。外国（僧の）伊葉波羅は『雑阿毘曇心』を訳出し、択品に至って支障あって遂にやめた。更に依頼された跋摩は残りの品を訳出し、十三巻と成った。これを入れて前に訳出した『四分羯磨』や『優婆塞五戒略論』や『優婆塞二十二戒』など合計して、訳出は凡そ二十六巻（である）。

以上のように、求那跋摩が四分律系統の羯磨を訳出したことは『出三蔵記集』と『高僧伝』とに述べられているから、恐らく事実であろう。

[12]『大正蔵』55巻12頁中段12行～19行。
[13]『大正蔵』50巻340頁下段29行～341頁上段28行。

ところが、曇諦が『羯磨』を訳出したという記録は『出三蔵記集』に見られない。『出三蔵記集』には四分律系統の羯磨について、求那跋摩が訳出したことしか述べていない。

2. 曇諦

曇諦については、『高僧伝』曇柯迦羅伝に付され、以下のように述べられている。

> 又有安息国沙門曇帝。亦善律学。以魏正元之中。来遊洛陽。出曇無徳羯磨。[14]
> （試訳）
> また安息国の沙門曇帝がいる。また律学を善くし、魏の正元年間（254～256）に、洛陽に遊学し、『曇無徳羯磨』を訳出した。

『高僧伝』にこの一句が記されているが、前に述べたように、曇諦が四分律系統の羯磨を訳出したことは『出三蔵記集』に載せられていない。平川彰氏は『律蔵の研究』第二章「漢訳律典翻訳の研究」の中で、現在残されている曇諦訳『羯磨』について検討している。この研究によれば、曇諦訳『羯磨』は内容が整然としているばかりでなく、訳文も流暢であり、初期の翻訳に見られる生硬なところがない。更に、『羯磨』と『四分律』の「説戒犍度」とを比較して、訳語や羯磨の挙げる順序などから見れば、二者の間に密接な類似性が見られるとし、現在残されているいわゆる曇諦訳『羯磨』は訳出されたものではなく、『四分律』の訳出以降中国で編集されたものであると見なければならないと結論している[15]。しかし平川彰氏は、これは現存している『羯磨』について見るかぎり曇諦の翻訳ではないと言っているだけであって、曇諦が『羯磨』を訳出したかどうかはまた別問題である。

次に、『出三蔵記集』以降の諸経録によって曇諦訳羯磨本と求那跋摩訳羯磨本を検討してみたい。（原文と試訳の区別を付けやすくするため、原文の該当する文献の前に「・」を入れる。）

---

[14]『大正蔵』50 巻 325 頁上段 8 行～9 行。
[15] 平川彰著『律蔵の研究』208～225 頁。春秋社、1999 年 6 月。

（1）隋の開皇十四年（594）法経によって編纂された『法経録』の中に、求那跋摩訳本と曇諦訳本について、以下の通り3箇所が記されている。

①「衆律一訳」に、

・四分羯磨一巻（宋元嘉年求那跋摩訳）

右一十六律並是衆律一訳定本。[16]

（試訳）

四分羯磨一巻（宋の元嘉年求那跋摩の訳である）

右の十六の律はすべて各々の律の単訳の定本である。

②「衆律異訳」に、

・曇無徳羯磨一巻（魏正元年安息沙門曇諦於洛陽訳）

・四分羯磨一巻（宋元嘉年求那跋摩於楊州祇桓寺訳）

右二律同本異訳。[17]

（試訳）

曇無徳羯磨一巻（魏の正元年、安息の沙門曇諦が洛陽において訳出した）

四分羯磨一巻（宋の元嘉年、求那跋摩が楊州の祇桓寺において訳出した）

右の二つの律は同本異訳である。

③「衆律別生」に、

・四分羯磨一巻

右六律並是衆律別生。[18]

（試訳）

四分羯磨一巻

右の六つの律はすべて各々の律の別生である。

以上のように、『法経録』に挙げられている『四分律』系統の羯磨文はこの二本のみである。求那跋摩訳の羯磨本は同時に「衆律一訳」「衆律異訳」「衆律別生」に入れられている。曇諦訳『羯磨』が初めて経録に載せられ、求那跋摩訳本と同本異訳と記されている。しかし、現在『大正蔵』に収蔵されている『羯磨』と『四分比丘尼羯磨』とのテキストだとしたら、

16『大正蔵』55巻140頁上段20行～中段2行。

17『大正蔵』55巻140頁中段13行～15行。

18『大正蔵』55巻140頁下段24行～27行。

「同本異訳」と言い難い。ということは、その時代に四分律系統の羯磨本は少なくとも二本あり、曇諦本と求那跋摩本とは同時に存在し、更に求那跋摩訳本は現在の高麗再雕本テキストではないと推測される。

（2）隋の開皇十七年（597）費長房によって編纂された『歴代三宝紀』には、

・曇無徳羯磨一巻（初出見竺道祖魏録）

右一巻曇無徳者。魏云法蔵。（中略）後安息国沙門曇諦。以高貴郷公正元一年届乎洛汭（妙善律学於白馬寺衆請訳出)[19]

（試訳）

曇無徳羯磨一巻（初めて出すのは竺道祖の魏録に見られる）

右の一巻の曇無徳とは、魏語で法蔵という。（中略）後に安息国の沙門曇諦は高貴郷公[20]の正元一年（254）に洛汭[21]に届いた（律学をすぐれて善くし、白馬寺において衆人に依頼され、訳出した。）

・四分羯磨一巻（元嘉八年於祇洹寺出。是第二訳。与魏曇帝出者同。見高僧伝別録宝唱録等)[22]

（試訳）

四分羯磨一巻（元嘉八年祇洹寺において訳出され、第二訳である。魏の曇帝によって訳出されたのと同じである。『高僧伝』、『別録』、『宝唱録』に見られる。）

と載せている。求那跋摩訳『四分羯磨』は第二訳とされる。

（3）隋の仁寿二年（602）彦琮によって撰集された『衆経目録』の中に、以下のように記されている。

19『大正蔵』49 巻 56 頁下段 2 行～7 行。

20 高貴郷公とは、曹髦（そうぼう）を指し、曹魏の第 4 代皇帝である。在位期間は 254 年～260 年の間。

21 洛汭（らくぜい）は洛陽のことを指している。

22『大正蔵』49 巻 90 頁上段 23 行～24 行。

①「小乗律単本」に、

・曇無徳羯磨一巻　魏正元年曇諦於洛陽訳

・四分尼羯磨一巻

優婆塞五戒相一巻

右二律宋元嘉年求那跋摩訳。[23]

（試訳）

曇無徳羯磨一巻　魏の正元年曇諦は洛陽において訳出した。

四分尼羯磨一巻

優婆塞五戒相一巻

右の二つの律は宋の元嘉年に求那跋摩が訳出した。

②「闕本（旧録有目而無経本）」に

・四分羯磨一巻　宋元嘉年求那跋摩於揚州祇洹寺訳[24]

（試訳）

四分羯磨一巻　宋の元嘉年求那跋摩は揚州の祇洹寺において訳出した

『仁寿録』以前の経録には独立的な「尼羯磨」は入っていない。ここで初めて現れている。更に「四分尼羯磨」は求那跋摩の訳著として収録され、彼の訳の『四分羯磨』は「闕本」（旧録には条目があるが、現在は経本が存在していない）に入れられている。『彦琮録』に求那跋摩の訳本として「四分尼羯磨」を加えているから、それ以降の経録はすべて求那跋摩の訳出した羯磨を「尼羯磨」としている。

（4）唐の麟徳元年（664）道宣によって撰集された『大唐内典録』に、曇諦本羯磨と求那跋摩本羯磨についての紙数が記されている。

・曇無徳羯磨（四十一紙）

前魏正元元年曇諦於洛陽訳。

・四分尼羯磨（十五紙）

宋元嘉年求那跋摩訳。[25]

23『大正蔵』55 巻 155 頁中段 18 行～21 行。

24『大正蔵』55 巻 177 頁中段 12 行。

25『大正蔵』55 巻 324 頁中段 9 行～12 行。

（5）唐の開元十八年（730年）智昇によって編纂された『開元録』にも同じ紙数が記されている。

「小乗律入蔵録」の中に、

・四分比丘尼羯磨法一巻（祐云曇無徳羯磨或云雑羯磨）一十五紙[26]

（試訳）

四分比丘尼羯磨法一巻（僧祐録では曇無徳羯磨と云う。或いは雑羯磨とも云う）十五紙

ここで、『大唐内典録』や『開元録』に記されている「四分比丘尼羯磨」の紙数が注目されるところである。唐代写経の形態というと、大体一紙28行、一行17文字である[27]。15紙の記録によれば、「四分比丘尼羯磨」の実数は以下の計算式に基づいている。

28行×17字×15紙≒7140字

さて、高麗初雕本、再雕本、磧砂蔵の実数を計算してみる。

高麗初雕本：第一紙22行、残り21紙は一紙23行。合計505行がある。

505行×14字≒7070字

高麗再雕本：前の23紙は一紙23行、最後の一紙20行。合計549行がある。

549行×14字≒7686字

磧砂蔵の文字数は1万字以上であり、高麗再雕本よりもかなり多い。

以上の数字によれば、高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』を写経の形態にすれば、ちょうど15紙であることが分かる。高麗再雕本『四分比丘尼羯磨』を隋唐写経の形にすると約17紙となるが、聖語蔵の場合は、一行15字～24字で均一ではなく、共に403行である。一紙28行として計算すれば、同じく15紙である。江南諸蔵のテキストの場合は20紙を超える。『大唐内典録』や『開元録』に記された紙数に合わない。つまり、『大唐内典録』を整理したときに伝わった『四分比丘尼羯磨』は今の高麗初雕本テキスト

---

[26]『大正蔵』55巻695頁上段6行。

[27] 赤尾栄慶著「総説「古写経」―聖なる文字の世界―」（『古写経』京都、京都国立博物館、2004年）

である可能性もあり、高麗再雕本テキストである可能性もある。

以上、僧伝や経録からは『四分比丘尼羯磨』に異本があることを明白に確定出来ないので、高麗初雕本の成立年代について、また内容上から検討しなければならない。まず、守其等が校勘を行ったときに初雕本テキストを却下した理由から分析したいと考えている。

六、校勘文から浮かび上がる高麗再雕本テキストの事実

ここでは、守其等撰『校正別録』（影印『高麗大蔵経』第三十八巻 512～725頁、K. 1402）に所収されている守其等校勘『四分比丘尼羯磨』（663頁下段 2行～672頁上段 9行）を翻刻する。本文分析のため、便宜上（A）から（J）に分けて示した。異体字・俗字も含めて原則として旧字に改めた。但し、校勘文以外は通行字体を用いた。原文は白文であるが、読解の為に句読點を付した。『高麗大蔵経』該当経典の巻末に校勘文も見られるので、これを用いて校勘をした。

1. 翻刻文

(A)傳函　四分比丘尼羯磨一巻（丹本云宋求那跋摩譯。宋本但云女人出家事。）

(B)按此羯磨一巻、宋本與國本則同、丹本將二本獨異。何耶。今撿丹本、與懷素所集文義大同、又其起盡有倫叙。可觀知是跋摩所譯正本。故取之入藏。

(C)彼國宋二本甚是錯乱。凡尼出家始終之例、初求出家、次受十戒學法、二歳受具足戒、久後方乞畜衆羯磨、度人受[28]戒。乃其序也。

(D)二本於受六法請和尚文重用沙彌請十戒文。此一乱也。

(E)以乞畜衆文繫乎受大戒前。二乱也。

(F)凡尼受戒、先於尼僧中受、後至大僧而受。二本即云二部僧聽、不分先後。三乱也。

(G)其學戒六法中、四分即以非時食與飲酒為第五六。而二本乃以摩触八事為五為六。四乱也。

[28]「受」…『高麗大蔵経』該当経典の巻末にある校勘文は「授」と作る。

(H)首題既云尼羯磨。二本即有比丘度沙彌法、沙彌受十戒法、大僧受具戒法等。五乱也。(I) 開元録云宋求那跋摩譯。二本但云女人出家法。六乱也。(J)故知二本是乃後代無稽之人臆度乱抄耳。不可依用、今故　之。

2.　校勘文についての考察

（A）

【校勘文】

傅函　四分比丘尼羯磨一巻（丹本云宋求那跋摩訳。宋本但云女人出家事。）

【訓読】

傅函　四分比丘尼羯磨一巻

丹本は宋求那跋摩訳と云う。宋本はただ女人出家事と云う。

【試訳】

傅函　四分比丘尼羯磨一巻

契丹本は宋求那跋摩訳と記しているが、宋本は女人出家事のみと記している。

【考察】

①「傅函　四分比丘尼羯磨一巻」……表二に示したように、『校正別録』の校勘文はすべて「〇函　〇〇経」が付され、基本的には千字文順番に従っている[29]。この「〇函」は底本の初雕本の収録函を指しているのであろうか、或いは再雕本の収録函を指しているのであろうか、直ちには分からない。校勘文を見てみると、「〇函」は再雕版大蔵経を指すだけでなく、初雕本のことも示している。例としてあげてみよう。

『校正別録』巻二十に所収されている「竟函　受新歳経」には、以下のように述べられている。

> 按此受新歳経法護訳者、国本宋本皆編於容函中、以当受歳経。丹蔵則容函中有名受歳経者。而与此経大別。今依開元録撿之、則丹蔵之経正是容函受歳経耳。此宋蔵経与此竟函新歳経文異義同、似是同本異訳耳。則開元録中以新歳経為単

[29] ただし、巻一にある「鳳函　正法華経十巻」と巻二の「王函　普耀経八巻第二巻」とに関して、「鳳」の千字文番号は130で、「王」のは128である。この二つの経典の順番と千字文順番とは逆転している。

訳者。闕義未詳、今且欲類聚、以待賢哲。故以此経移編於竟函焉。[30]

（傍線部分の試訳）調べてみると、この法護訳『受新歳経』は国本でも宋本でも「容函」に編入されていて、『受歳経』としている。（中略）上述した理由でこの経を移動して「竟函」に編入した。

この校勘文には、『受新歳経』は元々初雕本の「容函」の中に収められているが、守其等の判断によって再雕版を造るとき「竟函」に移したということが記述されている。初雕本の「竟函」に『受新歳経』があるはずはないので、これは明らかに再雕版大蔵経の函を指している。

逆に、初雕本を指す場合も見られる。巻三十にある「孰函　仏説木槵経」の校勘文は以下の通りである。

此函国宋本中有仏説木槵経、不空訳者。今撿、与前竟函木槵子経、失訳人名今附東晋録者始終無異。詳其文体即是漢晋之訳。其在竟函者然矣。按続開元釈教録、有仏説木槵経、不空訳者、則今此孰函理必有之。此応宋蔵失真不空訳本、而得竟函中経無訳人号者、錯認為此不空之訳耳。故今除却此函中者。後賢若見仏説木槵経与彼竟函之経異者、請須編此孰函中焉。[31]

（傍線部分の試訳）国本と宋本のこの函（孰函）の中に不空訳の『仏説木槵経』がある。（中略）上述した理由で今この函にある（『仏説木槵経』）は削除した。

この校勘文に述べられているのは次の通りである。国本と宋本では「孰函」の中に『仏説木槵経』が収められている。守其等はこれを「竟函」にある『木槵子経』と比べて、文章がすべて同じ（始終無異）であることと、文体が漢晋時代の訳であるから、不空訳ではないと判断した。これを理由として、「孰函」の『仏説木槵経』を削除したということである。再雕版大蔵経の「孰函」には『仏説木槵経』は入っていないので、「孰函　仏説木槵経」は初雕本の函を指していることが分かる。

以上述べたように、「○函」は初雕本と再雕本との両方を指すことがある。しかし、実は明確に判断できる校勘文は数少ないのである。なおかつ

---

[30]「竟函　受新歳経」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻二十、647頁上段。

[31]「孰函　仏説木槵経」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻三十、721頁上段。

初雕本と再雕本との千字文順番はほとんど一致しているので、どちらを指しているのか、判断しがたい。理論的には、『校正別録』は再雕大蔵経の版木を板刻するときに行われた校訂について書かれた文章を集成したものなので、校勘文ごとに「〇函」を付けるのは一般的には校勘した経典が再雕版大蔵経の何処に収められているかを示すものであると考えてよいだろう。校勘によって初雕本の経典を削除や移動した場合は、初雕本の収録函も明記している。

『四分比丘尼羯磨』の校勘文の場合は、「傅函」というのは、『四分比丘尼羯磨』一巻本は「傅」字号の函にあることを示している。影印『高麗大蔵経』を見ると、『四分比丘尼羯磨』の箇所には「四分比丘尼羯磨法　傅/宋罽賓三蔵求那跋摩訳」となっている。国本、すなわち初雕本は現在見られるので、巻首と柱とに書かれている千字文号によって判断できる。宋本（開宝蔵）にはどの函に収められているのか直接判断できないが、「傅函」であると推測できる[32]。初雕本にも再雕本にも同じ字号の函に収められているので、何を基準として判断すればいいのであろうか。

いささか疑問が持たれるのは、再雕本テキストの経題『四分比丘尼羯磨法』に「法」が付されていることである。『校正別録』に掲げられた経題『四分比丘尼羯磨』とは一致しない。しかし、再雕本の柱には「四分比丘尼羯磨　第一張　傅」等と記してあるように、明らかに「四分比丘尼羯磨」になっている。刊本と写本にある文献を整理してみると、高麗初雕本は『四分比丘尼羯磨』である。金蔵は首欠なので、題名が不明であるが、柱に書かれた内容によって『四分比丘尼羯磨』と推測できる。磧砂蔵本は『四分比丘尼羯磨一巻』で、聖語蔵本と高麗再雕本と明本（嘉興蔵）とは

[32] 高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の巻首に書かれた千字文号の「傅」が朱筆で消されて、上に「訓」と書かれている。しかしながら、柱に経名、張次、千字文号（「四分比丘尼羯磨　第〇丈　傅」）が記されているので、元々の千字文号は「傅」であることが分かる。開宝蔵本『四分比丘尼羯磨』の千字文号が直接確認出来ないが、金蔵に所収されている本テキストの残本は柱に「四分比丘尼羯磨法　第〇張傅字号」と記しているので、金蔵本も「傅」であることがほぼ確認出来る。両方合わせて、本テキストの藍本（親本）開宝蔵本の千字文号も「傅」であると推測できるであろう。

『四分比丘尼羯磨法』で、宋本（思渓本）と宮内庁本（福州開元寺本[33]）とは『四分比丘尼羯磨法一巻　七』で、元本は『四分比丘尼羯磨法一巻』である[34]。法が付いているのと付いていないのと両方とも見られる。

なお、経録の記載によると、「四分尼羯磨」として隋の仁寿二年（602年）彦琮によって撰集された『仁寿録』の中に初めて現れてくる。一方、「四分比丘尼羯磨」の名は静泰撰『静泰録』（665年）に見られ、又ほぼ同じ時期の靖邁撰『古今訳経図記』[35]にも見られる。「四分比丘尼羯磨法」は道宣撰『大唐内典録』（664年）に見られる。智昇撰『開元録』（730年）と円照撰『貞元録』（800年）には「四分比丘尼羯磨法」と記されている。

『校正別録』の校勘文を見てみると、守其等は『開元録』『続開元録』『貞元録』を用いて参考にすることが分かる[36]。つまり、守其等は再雕版蔵経を造るときに『開元録』や『貞元録』に載せられている経題を用いて板刻したと考えられる。首題と柱に書かれている経題との不一致はまた問題があるが、いずれにしても、ここにある「傅函　四分比丘尼羯磨一巻」というのは初雕本のことを指していることが分かる。

②校勘文によれば、守其等は契丹本テキストを用いて入蔵したことが分かった。『高麗大蔵経』に所収されている『四分比丘尼羯磨』は契丹本テキストそのままのはずで、再雕本を通じて契丹本の様子が見られる。上述したように、影印『高麗大蔵経』の『四分比丘尼羯磨』の箇所には「四分

33『図書寮漢籍善本書目』（文求堂書店、松雲堂書店、1931年6月）を参照。

34 現在直接確認できるのは高麗初雕本、高麗再雕本、磧砂蔵、聖語蔵である。直接確認できない宋・元・明三本と宮内庁本は『大正新脩大蔵経』（以下『大正蔵』と略称する）の脚注に依拠した。

35 靖邁撰『古今訳経図紀』の「求那跋摩訳経」にも「四分比丘尼羯磨」と記されている。『宋高僧伝』智昇伝に「麟徳中道宣出内典録十巻、靖邁出図紀四巻」と書いてあるので、『古今訳経図記』は麟徳年間（664～666年）に完成されたものであると分かる。『静泰録』の撰成年代とほぼ同じである。

36「尋開元貞元二録（後略）」（「詩函　蘇悉地羯羅供養法三巻」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻五、537頁中段。）

「按続開元釈教録（後略）」「孰函　仏説木槵経」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻三十、721頁上段。

他の校勘文にも見られるが、例としてこの二つを取り上げる。

比丘尼羯磨法　傳/宋罽賓三蔵求那跋摩訳」とある。校勘文に書いてある通り、「丹本云宋求那跋摩訳」である。高麗初雕本テキストの場合は、通常訳者を書く所に訳者名が書かれていない。経題の次行に「四分律女人出家法」となっている。これは守其が「宋本但云女人出家事」と述べている箇所である。校勘文に書かれていることと経典の現状と確かに合っていることが分かる。しかし、通常の経典の形式から見ると、「四分律女人出家法」という一文は本文に入るはずである。「丹本云宋求那跋摩訳」の対応箇所には、普通に考えれば、宋本と国本との訳者情報について書くべきである。しかし、代わりに「宋本但云女人出家事」という訳者と全然関係ないことが書かれている。初雕本テキストの存在によって、訳者名が書かれていないことが分かるが、残されていない場合には、校勘文の「宋本但云女人出家事」の一言のみでは、国本と宋本との『四分比丘尼羯磨』の訳者が書かれているかどうかを判断し得ないのではないだろうか。これは問題があると思われる。

(B)

【校勘文】

按此羯磨一巻、宋本与国本則同、丹本将二本独異。何耶。今撿丹本、与懐素所集文義大同、又其起盡有倫叙。可観知是跋摩所訳正本。故取之入蔵。

【訓読】

按ずるに、此の羯磨一巻、宋本と国本とは則ち同じく、丹本と二本とは独り異なる。何ぞや。今丹本を撿するに、懐素が集する所と文義は大同するも、又其の起盡に倫叙有り。跋摩所訳の正本と観知すべし。故に之を取りて入蔵す。

【試訳】

調べてみると、この『四分比丘尼羯磨』一巻について、宋本（開宝蔵本）と国本（高麗初雕本）とは同じである。丹本（契丹蔵本）だけはこの二本と異なっている。何故であろう。今丹本を調べてみると、（丹本テキストは）懐素によって編集されている（『尼羯磨』）との文義がだいたいにおいて同じである。また、丹本テキストは始めから終わりまで順序が整っている。

以上のことから、（丹本テキストは）求那跋摩が訳出した本物であることが分かった。これを理由として丹本テキストを取って新雕蔵経に入れた。

【考察】

①「**羯磨一巻**」……ここに「羯磨」は広汎に「国本」「宋本」「丹本」にある『四分比丘尼羯磨』という題目を持っている文献を指している。特定のどれかを指すのではない。

②「**宋本**」「**国本**」「**丹本**」……『校正別録』の校勘文に見られる校本は基本的に「国本」「宋本（蔵）」「丹本（蔵）」三つである。僅かの例があるが、「東北二本」[37]「三国本」[38]「国前本」[39]「国後本」[40]なども見られる[41]。

---

[37]「東北二本」…「代函　般舟三昧経三巻」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻一、515 頁下段。「東北二本」という言い方が『校正別録』に一箇所しか見られない。藤本幸夫氏によれば、「諸氏の説を参考し、「東本」は東国本、つまり初雕本を指し、「北本」は契丹蔵であろう」と述べている。（藤本幸夫「高麗大蔵経と契丹大蔵経について」、『中國佛敎石經の研究』、242～281 頁。京都大学学術出版会、1996 年 3 月。）再雕版大蔵経は都の開城で雕印され、初雕版大蔵経の版木は大邱八公山符仁寺に所蔵されていた。地理的には、符仁寺は開城より南東にあるので、初雕本はこれを理由として東本と呼ばれているのかもしれない。

[38]「三国本」…「日函　摂大乗論釈巻第九」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻十三、607 頁上段。『校正別録』には僅か一箇所のみである。「三国本」について国本は三種類があると果たして理解できるであろうか。『校正別録』に見られる校本にかぎると、国本は「国前本」と「国後本」との二種類に分けられるが、三種類ある証拠は見られない。校勘文の文脈から見れば、この部分の校訂は「本論」（『摂大乗論』）によって行われたことであることが分かった。つまり、参考できる校本がなかった。ここでは、「三国本」は「三本」、つまり「国本」「宋本」「丹本」の間違いであると考えてよいだろう。

[39]「国前本」…「傾函　根本説一切有部毘奈耶破僧事巻第十三」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻三十、721 頁上段。

[40]「国後本」…「傾函　根本説一切有部毘奈耶破僧事巻第十三」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻三十、721 頁上段。

[41] 藤本幸夫氏によれば、『校正別録』にある校勘文と『高麗大蔵経』の該当経典の末尾に置かれている校勘文とは必ずしも一致しない。「郷本」という呼び方は『高麗大蔵経』の経典巻末に見られる。ただ、該当箇所は『校正別録』ではすべて「国本」に統一された。「郷本」は『校正別録』に一切見られない。これは守其が手元に集められた校勘文を校閲時に改めたのであるということである（藤本前掲論文）。

「国前本」と「国後本」とについては定説がない。研究者によって見解が異なる。藤本幸夫氏の研究に従って整理してみよう。[42]

（1）金斗鐘氏は、国前本は顕宗時に雕刻した大蔵経を指したものである。国後本は文宗時契丹蔵経とともに続刻した大蔵経を指したものであろうと述べている。

（2）趙明基氏は、国前本は契丹蔵が輸入された以前に、宋蜀版大蔵経だけを底本としたものである。国後本は文宗十七年以降丹本を底本として兼用するときからの板刻したものを指していると言っている。

（3）千恵鳳氏は、国前本は開宝蔵と初期に伝わってきた宋本を基にして、顕宗朝と文宗十七年以前に板刻したものを指している。国後本は文宗十七年以降に輸入された契丹蔵を基にして板刻したものであると述べている。

（4）鄭駜謨氏は、契丹が高麗をひとつの国として認定した時期を基準として、それ以前を「国前」、それ以降を「国後」とみる。これを前提として、顕宗朝に完成されたものを国前本、文宗朝に完成されたものを国後本と分けていると言っている。

以上のように、「国本」は概ね初雕本を指しているが、雕印年代や用いた底本の違いによって、また「国前本」と「国後本」とに分かれている。鄭氏以外は国前本を開宝蔵、国後本を契丹蔵に関連づけて述べている。『校正別録』に収録されている 78 点の校勘文の中で、校本を最も詳しく分類したのは「傾函　根本説一切有部毘奈耶破僧事巻第十三」の校勘文である。「国前本」と「国後本」という表現はここにしか見られない。なお、この校勘文は該当経典の巻末に収められていない。『校正別録』の校勘文は以下のように述べられている。

> 此巻撿国前本及宋本中、於第十四幅二十行尓時大子復白王言已下文脱。今准国後本及丹本、則有聴我出家乃至往四天王所或往等凡八十八行文。今依二本足之。又於十七幅第九行得神通已作如是已下文脱。今准国後本及丹本、則有念我得神通乃至同詣仏所等凡八十六行文。今依二本足之。又為看旧前本及宋本者具録其文于左。[43]

---

[42] 藤本前掲論文。

この校勘文から見れば、明らかに「国前本」と「宋本」との内容が一致し、「国後本」と「丹本」との内容が一致している。「国前本」と「国後本」とは一体何かについての完全な答えにはならないが、ただ、国前本と開宝蔵、国後本と契丹蔵との関連を証明することが出来るであろう。

『四分比丘尼羯磨』の校勘文は校本を簡単に分けているので、各校本に関する詳しい検討は後に譲る。前に略述したように、「宋本与国本則同、丹本将二本独異」とは、『四分比丘尼羯磨』は、開宝蔵のものも、初雕本のものも同一種類で、契丹蔵にあるテキストはこの二本と異なっている、という意味である。契丹蔵と密接な関連が持っている「国後本」にはどのようなテキストが入っているのか、守其が言及していなかったので、不明である。

③「**懐素所集**」……懐素によって編纂された四分律の羯磨に関する経典は『僧羯磨』三巻本と『尼羯磨』三巻本である。ここで論じられているのは『四分比丘尼羯磨』なので、明らかに守其が参考にしたのは『尼羯磨』である。

④「**起盡有倫叙**」……始めから終わりまで順序が整っているという意味である。丹本テキストのことを指している。しかしながら、ここで言っているのが作法の種類であるか、或いは作法の手順であるか判然としない。作法の種類だとしたら、現在『高麗大蔵経』に収録されている『四分比丘尼羯磨』のかたちを見てみると、再雕本テキストは結界法第一、受戒法第二、除罪法第三、説戒法第四、安居法第五、自恣法第六、分衣法第七、衣食浄法第八、雑法第九という内容によって構成されている。確かに最初から最後までの作法が揃っていると見られる。初雕本テキストの場合はこの九種類のうちで受戒法しか揃っていない。要するに、初雕本テキストは通編で受戒のことしか言っていないのである。作法の手順について、後に詳しく検討する。

⑤「**跋摩所訳**」……『出三蔵記集』求那跋摩伝に、求那跋摩は元嘉八年

[43]「傾函　根本説一切有部毘奈耶破僧事巻第十三」、K. 1402、『高麗国新雕大蔵経校正別録』巻三十、721 頁上段～中段。

（431年）正月に建業に至って、『曇無徳羯磨』を訳出したことが記されている。『高僧伝』にも求那跋摩が『四分羯磨』を訳出したことが記されている。しかしながら、これらは「尼羯磨」として記録されたものではない。『仁寿録』（602年）に初めて「四分尼羯磨」が求那跋摩の訳として記された。『仁寿録』に求那跋摩の訳本として「四分尼羯磨」を加えているから、それ以降の経録はすべて求那跋摩の訳出した羯磨を「尼羯磨」としている。守其もこれらを受けて『四分比丘尼羯磨』を求那跋摩訳としたのであろう。

（C）

【校勘文】

彼国宋二本甚是錯乱。凡尼出家始終之例、初求出家、次受十戒学法、二歳受具足戒、久後方乞畜衆羯磨、度人受戒。乃其序也。

【訓読】

彼の国宋二本、甚だこれ錯乱せり。凡そ尼出家の始終の例、初めに出家を求め、次に十戒学法を受け、二歳して具足戒を受け、久しき後にまさに畜衆羯磨を乞うて、人の受戒を度す。乃ちそれ序なり。

【試訳】

その国本（初雕本）と宋本（開宝蔵）とは非常に入り乱れて混乱している。全体にわたって、比丘尼が出家するはじめから終わりまでの例として、初めに出家することを求め、次に十戒学法を受け、二年経ってから具足戒を受け、長い時間をかけてから畜衆羯磨を乞おうとして、人の受戒することを導く。

【考察】

以上の考察のように、校勘文の初めに、守其等が国本宋本テキストと丹本テキストとは異なっていて、丹本テキストは懐素所集の『尼羯磨』と大体文義が合っていることを理由として国本宋本を使わず丹本テキストを新雕蔵経に入れようとしたことが簡単に述べられている。テキストを入れ替える理由としてこれだけでは不十分であると思われるのは当然であるので、守其等はこれ以下には、宋本と国本のテキストが混乱していると思われる箇所を取り出して論じていた。

まず、この（C）箇所には、女の人が出家することを求めてからの受戒の流れについて述べられている。出家を求めて剃髪する→十戒を受けて沙弥尼になる→六法を受けて式叉摩那になる→具足戒を受けて比丘尼になる→畜衆羯磨を受けて戒師の資格を持てるようになるという段階である。

①「**久後**」……具足戒を受けてからどのぐらいの期間が経てば他人に戒を授けることが出来るようになるかについて、『四分律』や四分律系統の羯磨には、畜衆羯磨の箇所に述べられていない。『四分律』の比丘尼畜衆羯磨の箇所に以下のように述べられている。

比丘尼僧當観察此人。堪能教授、与二歳学戒、二事摂取不。一者法、二者衣食[44]。如是聴。若不堪教授、不能与二歳学戒及二法摂取、法及衣食者。當語言、妹止、勿度人。[45]

つまり、これは畜衆羯磨を受ける前に揃わなければならない条件について語っている。二歳学戒を教えてあげることが出来るかどうか、法を教えてあげることが出来るかどうか、衣食の面で助けてあげることが出来るかどうか、という条件がすべて揃ってから、比丘尼僧は始めて畜衆羯磨を受け、他人に戒を授けることが出来るようになる。『尼羯磨』には同じことが述べられている。『曇無徳律部雑羯磨』と『羯磨』との畜衆羯磨の部分はこのことについても記されていない。では、具足戒を受けてからどのぐらいの期間が経てば他人に戒を授けることが出来るようになるのか、『四分律』の「一百七十八単提法」には以下の通り述べられている。

自今已去与比丘尼結戒。集十句義乃至正法久住。欲説戒者当如是説。若比丘尼、年満十二歳、衆僧不聴、便授人具足戒者、波逸提。[46]

要するに、他人に戒を授けるのは比丘尼が具足戒を受けてから十二年が経たなければならないのである。

一方、『十誦律』の「畜衆羯磨」の箇所には十二年経過のことが述べられている。

44「法摂取者、教増戒、増心、増慧、学問、誦経。衣食摂者、与衣食床臥具医薬、随力能辨、供給所須。（『四分律』巻 28、『大正蔵』22 巻 760 頁中段 5 行～7 行。）

45『四分律』巻 28、『大正蔵』22 巻 761 頁上段 15 行～19 行。

46『四分律』巻 28、『大正蔵』22 巻 762 頁上段 5 行～8 行。

我偸蘭難陀比丘尼、受大戒満十二歳。欲畜衆。我今従僧乞畜衆羯磨。[47]

上述したように、「久後」というのは、具足戒を受けてから十二年が経過することを指している。

②**「度人受戒」**……『高麗大蔵経』巻末校勘文には「度人授戒」となっている。戒を受ける方と戒を授ける方との違いであるが、実は経典に両方とも見られる。『四分律』と四分律の諸羯磨の場合は「度人授具足戒」と書かれている。『大正蔵』の脚注によると、宋・元・明三本と宮内庁本には、「受」となっているが、「授」そのままの場合もある。

けれども、『大比丘三千威儀』に「若比丘成就是十法、得度人授人具足戒」[48]と書かれている。これを参考にするならば、「授」の後ろに相手を指す「人」が省略されていると考えられる。つまり、人を度することと人に戒を授けることとの二つの意味がある。「度人受戒」と「度人授戒」の両方とも見られるが、意味上「授」のほうが正確であると思われる。

(D)

【校勘文】

二本於受六法請和尚文重用沙弥請十戒文。此一乱也。

【訓読】

二本「受六法請和尚文」に「沙弥請十戒」の文を重ねて用いる。これ一の乱なり。

【試訳】

二本（国本と宋本）は「受六法請和尚文」の箇所にまた「沙弥請十戒」の文章を用いて入れるのは第一番目の混乱しているところである。

【考察】

校勘文に混乱と指摘された内容は「受六法請和尚文」と「沙弥請十戒」との二箇所の文章である。では、先ずこの二箇所の文章を取り上げて比較してみる。「受六法請和上尼文」は以下のように述べられている。

---

[47]『十誦律』巻45、『大正蔵』23巻325頁中段24行～26行。

[48]『大比丘三千威儀』巻上、『大正蔵』24巻914頁中段15行。

受六法請和上尼文。「大姉尊憶持。我沙弥尼某甲今請尊為十戒和上尼。願尊為我某甲作　十戒和上尼。某甲依尊故得受二歳学戒」。如是三説如上。尼答言「可、尓莫放逸也」。[49]

（試訳）六法を受ける為に和上尼になることをお願いする文章。「大姉尊、覚えてください。私沙弥尼某甲は今あなた様が十戒和上尼になることをお願いします。あなた様が私某甲の為に十戒和上尼になって欲しい。某甲はあなたを信頼するために、二歳学戒を受けることを得ます」と。このように上の如き三回言う。尼僧は答えて、「ゆるす。あなたは放逸することをしてはいけない」と言う。

次いで、「沙弥請十戒文」は以下の通りである。

請和上文。「尊憶持。我某甲今請尊為十戒和上。願尊為我某甲作和上。我某甲依大徳尊故得受沙弥十戒」。如是三説。[50]

（試訳）和上になることをお願いする文章。「（大徳）尊、覚えてください。私某甲は今あなた様が十戒和上になることをお願いします。あなた様が私某甲の為に十戒和上になって欲しい。私某甲はあなた様を信頼するために、沙弥十戒を受けることを得ます」と。このように三回言う。

続いて、この箇所が如何なる点で混乱しているかについて検討してみる。『四分律』広律と四分律系統の羯磨を調べると、沙弥、沙弥尼は十戒を受ける前に、和上、和上尼を請う文章（「請文」）があるが、式叉摩那が六法を受ける前にこのような請文は書かれていない。しかし、『十誦律』には式叉摩那になるための請文が述べられている[51]。なお、もう一つの参考になるのは明の智旭註『梵網経合註』である。この中に「和上」についての解釈が書かれている。文章は以下のように述べられている。

和尚者。比丘有二種。一十戒和尚、二具戒和尚。比丘尼有三種。一十戒和尚尼、二式叉摩那受六法和尚尼、三具戒和尚尼。皆不得以比丘為之。式叉摩那有二種。

---

[49] 高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』翻刻文 60 行～64 行。

[50] 高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』翻刻文 329 行～332 行。

[51]「我沙弥尼某甲。求尊為我作和上尼。尊為我作和上尼故。僧當与我二歳学戒。第二亦応言。我沙弥尼某甲。求尊為和尚尼。尊為我作和尚尼故。僧當与我二歳学戒。第三亦応言。我沙弥尼某甲。求尊為和尚尼。尊為我作和尚尼故。僧當与我二歳学戒。」（『十誦律』巻 45、『大正蔵』23 巻 326 頁中段 20 行～26 行。）

一十戒和尚尼、二六法和尚尼。沙弥沙弥尼皆一種、即授与十戒者也。[52]

この記述によると、式叉摩那は六法を受けるとき、和上尼があることが分かる。『十誦律』に六法を受ける為に請和上文があることと『梵網経合註』の解釈通り「六法和上尼」が存在していることと両方合わせて、儀式上式叉摩那が六法を受ける前に和上尼を請うべきであることが分かった。初雕本テキストがここに請文を入れるのは正しいと判断できる。これは『十誦律』の影響を受けているのか、或いは実際の教団の運営からの判断であるのか、直ちには分からない。『十誦律』の影響を受けているのだとすれば、『四分律』の請文の様式に統一したことや「大姉」という明らかに四分律系の訳語を付け加えたことなどから、テキストを四分律のように変化させるという編纂者の意図が一目瞭然である。

「沙弥尼請十戒和上尼文」と「受六法請和上尼文」とを比較してみると、この二つの文章が完全な重複ではないことが分かる。問題があるのは、式叉摩那が六法を受ける為の請文であるので、「和上尼」或いは「六法和上尼」と言うべきなのに、「十戒和上尼」と書かれていることである。つまり、「受六法請和上尼文」の混乱は、文章の重複使用ではなく、誤った用語の使用という点によって指摘されるべきであろう。

(E)

【校勘文】

以乞畜衆文繫乎受大戒前。二乱也。

【訓読】

「乞畜衆文」を以て「受大戒」の前に繫ぐ。二の乱なり。

【試訳】

「乞畜衆文」を「受大戒」の前に置いているのは第二番目の混乱しているところである。

【考察】

初雕本テキストの項目の配置の概要を示せば、以下の表の通りである。

52『梵網経合註』巻7、卍続蔵38冊686頁下段12行～17行。

比丘尼羯磨（前半部分）	比丘羯磨（後半部分）
1. 度沙弥尼文（翻刻文 2～59 行）	6. 度沙弥文（翻刻文 320～375 行）
2. 式叉摩那請六法文（翻刻文 60～144 行）	7. 大僧受大戒羯磨法文（翻刻文 376～494 行）
3. 比丘尼乞畜衆羯磨文（翻刻文 145～164 行）	8. 受衣鉢文（翻刻文 495～499 行）
4. 受大戒羯磨法文（翻刻文 165～314 行）	9. 請依止文（翻刻文 500～504 行）
5. 受衣鉢文（翻刻文 315～319 行）	

表に示したように、比丘羯磨の部分には「畜衆羯磨」が入っていないので、守其等が指しているのは比丘尼羯磨部分の配置であることが分かる。守其等が初雕本は混乱していると判断した理由の一つは、3 の「比丘尼乞畜衆羯磨文」が 4 の「受大戒羯磨法文」の前に置かれていることである。守其等がこの判断をした基準は、恐らく先に（C）箇所に述べた受戒の流れである。要するに、出家を求めて剃髪する→十戒を受けて沙弥尼になる→六法を受けて式叉摩那になる→具足戒を受けて比丘尼になる→畜衆羯磨を受けて戒師の資格を得るという階梯を経なければならないのである。これに基づいて、「乞畜衆羯磨」は最後に来るべきであると判断したのではないであろうか。この受戒の階梯は間違いがないのであるが、ただし、実際の作法を考えると、儀式の順番としては、どちらを先にやるか、どちらを後にやるか、僧団によって異なっていると思われる。つまり、羯磨文の順番と一人の出家者の受戒階梯の時間的経過とが必ずしも一致しないと見てよいだろう。

他の羯磨を調べても、厳密的受戒の階梯通りに羯磨文を配置しているものはあまり見られない。『十誦律』系統の羯磨『十誦羯磨比丘要用』で比丘羯磨と比丘尼羯磨とが混在しているが、「畜衆羯磨」はやはり「受沙弥十戒文」や「受六法壇文」などより前に来る。『四分律』系統の『羯磨』と『曇無徳律部雜羯磨』との「受戒法」では、「比丘尼乞畜衆羯磨文」が

最初に置かれて、次には「度沙弥尼」「式叉摩那受六法」「式叉摩那受大戒」などの順である。しかも、守其等が参考にした『尼羯磨』でも、再雕版蔵経に入れた『四分比丘尼羯磨』でもこういう順番での配置である。果たしてこれは混乱していると言えるか。

今まで述べてきたことをまとめて言うと、羯磨文の配置について初雕本テキストが混乱していると守其等が判断した理由は成立しないだろう。

(F)

【校勘文】

凡尼受戒、先於尼僧中受、後至大僧而受。二本即云二部僧聴。不分先後。三乱也。

【訓読】

凡そ尼の受戒、先に尼僧の中に受け、後に大僧に至りて受ける。二本即ち二部僧聴を言う。先後を分かたず。三の乱なり。

【試訳】

大体のところ、比丘尼が戒を受ける場合は、先ず比丘尼僧の中で受けて、後に比丘僧の所に行ってもう一回受けるという順番である。国本と宋本とには「二部僧聴」と述べられている。（比丘尼僧の中で受けることと比丘僧の中で受けることとの）先後を分けていないのは第三番目の混乱しているところである。

【考察】

『尼羯磨』の受大戒の箇所を参考してみる。先ず、比丘尼僧の中で以下の羯磨をやるべきである。「授大戒請和尚尼法」「請戒師法」「請教授師法」「安受戒人処所法」「差教授師法」「往彼問遮難法」「問已白僧法」「従僧乞戒法」「戒師白法」「戒師問法」「正授本法」という順番である。呼び方はすべて「大姉僧」とある。次の段階で、比丘僧の中に行って具足戒を乞う。「与本法尼授大戒請羯磨闍梨法」「乞戒法」「戒師白法」「戒師問法」「正授戒法」「授戒相法」「授四依法」という羯磨が行われている。この時の呼び方は「大徳僧」である。

広律と羯磨を調べてみると、作法するとき「二部僧」という呼び方は見

られない。しかし、道宣撰『四分律刪繁補闕行事鈔』の中に、比丘尼が受戒するときの尼僧の数について語られている。

> 二明僧尼数量者。有人作本法已、将二三尼将本法尼往僧中而受者。若依律本比丘尼僧応将受戒者至大僧中。乃至文云二部僧具足満。故知僧尼二十人也。僧祇律尼受戒法名二十衆。既有定数。……五分明文、彼云、彼和尚闍梨復集十尼僧住比丘僧中、在羯磨師前小遠両膝著地乞戒。[53]

以上から分かるように、比丘尼が具足戒を受けるときには、比丘僧十人と比丘尼僧十人が揃わなければならないのである。「二部僧」という呼び方はあり得ると考えてもよい。しかしながら、本テキストの場合は、国本と宋本には、「差教授師法」から「二部僧聴」が使われている。「差教授師法」は比丘尼僧の中でしか行われていない作法なので、「二部僧」と言うのは明らかに間違いである。

(G)

【校勘文】

其学戒六法中、四分即以非時食与飲酒為第五六。而二本乃以摩触八事為五為六。四乱也。

【訓読】

それ学戒六法の中に、四分即ち非時食と飲酒を以て第五六となす。而して二本乃ち摩触八事を以て第五となし、第六となす。四の乱なり。

【試訳】

その学戒六法の中には、『四分律』は「非時食」と「飲酒」との二つをもって第五と第六番目の戒条とする。しかし、二本は「摩触」と「八事」との二つを第五と第六番目の条目とする。（これは）第四番目の混乱しているところである。

【考察】

『四分律』の「式叉摩那六法」には「婬」「偸盗」「殺」「妄語」「非時食」

53『四分律刪繁補闕行事鈔』巻下、『大正蔵』40巻152頁上段29行～中段7行。

「飲酒」の六つが述べられている。初雕本テキストでは「婬」「偸盗」「殺」「妄語」「摩触」「八事」という六つである。守其等が言っている通り、初雕本の式叉摩那六法の項目は『四分律』と異なっている。経題は『四分比丘尼羯磨』なのに、『四分律』の内容と一致しない場合は、テキスト自体が混乱していると思われるのは当然である。しかし、何故こういうことが起きたのだろうか。果たして初雕本『四分比丘尼羯磨』は守其等が言っているとおりに、後世の無知（無稽）の人が作ったのであろうか。

諸広律を調べてみると、式叉摩那六法の内容は必ずしもすべての広律には一致しないのである。『摩訶僧祇律』には二年の間に十八事を習うべきであると書かれているが、六法について明確に書かれていない。その他には、『四分律』と『五分律』には六法の内容は同じく書かれている。注意するべきなのは『十誦律』である。『十誦律』の式叉摩那六法は「婬」「偸奪」「殺」「妄語」「摩触」「八事」と述べられている。訳語は若干異なっているが、項目上は本テキストと完全に一致している。

まず、本テキストの「六法」と『十誦律』に書かれている内容と比べてみる。

	初雕本六法	『十誦律』六法
婬	重一切不浄行。行婬欲法。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 97 行～100 行）	仏世尊種種因縁。呵欲欲想欲欲欲覚欲熱。仏説断欲除欲想滅欲熱。若式叉摩尼。入式叉摩尼法。不捨戒戒羸不出。相隨心想受婬欲乃至共畜生。是非式叉摩尼。非沙弥尼。非釈女。失式叉摩尼法。是事盡形不応作。若能持者當言能。（『十誦律』、『大正蔵』23 巻 327 頁上段 8 行～14 行）
	一切不得偸盗乃至草葉。若式叉摩那取人五銭若過五銭。若自取若教人取。若自斫若教人斫。	仏世尊以種種因縁呵責偸奪。讃嘆不偸奪。乃至一條縷。一寸納一渧油。不与不応取。是中仏制。極少至五銭。若五銭直。若式叉摩尼隨所偸事。若王捉若打若縛若擯出。

偸盗	若自破若教人破。若焼若埋若壊色。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 101 行～106 行）	若作是言。汝賊汝小兒汝痴汝墮官罪。若式叉摩尼如是偸奪者。非式叉摩尼。非沙弥尼。非釈女。失式叉摩尼法。是事盡形不応作。若能持者當言能。（『十誦律』、『大正蔵』23 巻 327 頁上段 14 行～21 行）
殺	一切不得故断衆生命乃至蟻子。若式叉摩那故自手断人命。求刀授与人。教死勧死讚死。与人非藥。若堕人胎。厭禱呪術殺。自作方便及教人作。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 107 行～112 行）	仏世尊種種因縁呵責殺生。讚嘆離殺。乃至蟻子向不応故奪命。何況於人。若式叉摩尼。故自手奪人命。若与刀若教死嘆死。作是言。咄人用悪活為。死勝生。隨是人意。種種因縁教死嘆死。若作憂多殺。作頭多殺。作網作弶作撥。若作毘陀羅殺。若作似毘陀羅殺。若断氣殺。若堕胎殺。若按腹殺。若推著火中。推著水中。若従高推下。若遣使道中殺。若母腹中初受二根。身根命根迦羅羅中。生悪心方便令奪命。若以是因縁死者。是非式叉摩尼。非沙弥尼。非釈女。失式叉摩尼法。是事盡形不応作。若能持者當言能。（『十誦律』、『大正蔵』23 巻 327 頁上段 21 行～中段 4 行）
妄語	一切不得妄語乃至戲笑。若式叉摩那不真実語。无所有自称言得上人法。得禅得解脱須陁洹果乃至阿羅漢果。言天来龍来鬼神来供養我。此非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文	仏以種種因縁呵責妄語。讚嘆不妄語。乃至戲笑尚不応妄語。何況故妄語。若式叉摩尼不知不見過人法。自言我如是知如是見。我是阿羅漢向阿羅漢。我是阿那含向阿那含。若斯陀含向斯陀含。若須陀洹向須陀洹。若得初禅第二禅第三禅第四禅。若得慈悲喜捨無量心。若得無色空処定識処定無所有処定非想非非想処定。若得不浄観阿那般那念。諸天来到我所。諸龍夜

	113 行～118 行）	叉薜荔伽毘舍闍鳩槃茶羅刹来到我所。彼問我我答彼。我問彼彼答我。若式叉摩尼如是妄語者。非式叉摩尼。非沙弥尼。非釈女。失式叉摩尼法。是事盡形不応作。若能持者當言能。（『十誦律』、『大正蔵』23 巻 327 頁中段 4 行～16 行）
摩触	一切不得身相摩触乃至共畜生。若式叉摩那有染汚心。与染汚心男子身相触犯。腋已下膝已上。若摩若捺。逆摩順摩。若牽。若挙若下。若捉若急捺。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 119 行～124 行）	仏以種種因縁。呵欲欲想欲欲欲覚欲熱。仏説断欲除欲想滅欲熱。若式叉摩尼有漏心。聴漏心男子辺。髮際至腕。膝已上裸身。受細滑。若順身摩若逆摩。若推若牽。若従下抱著上。従上抱著下。若捺瘡。是非式叉摩尼。非沙弥尼非釈女失式叉摩尼法。若犯者可更受。是中盡形寿不応作。汝能持不。若能持當言能。（『十誦律』、『大正蔵』23 巻 327 頁中段 17 行～24 行）
八事	一切不得犯八事乃至共畜生。若式叉摩那有染汚心。与染汚心男子受捉手捉衣至屏処住。屏処語。若共立。若共行。若身相近。若共期行。犯此八事。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 125 行～130 行）	仏以種種因縁。呵欲欲想欲欲欲覚欲熱。讃嘆断欲除欲想滅欲熱。若式叉摩尼漏心。聴漏心男子辺。若受捉手若捉衣。若共立。若共語。若共期。若入屏処。若待男子。若自身与。如在家女法。以此八事自身与。是非式叉摩尼。非沙弥尼。非釈女。失式叉摩尼法。若犯可更受。是中盡形寿不応作。汝能持不。若能當言能。（『十誦律』、『大正蔵』23 巻 327 頁中段 25 行～下段 2 行）

表に示したように、本テキストと『十誦律』との六法の項目は一致しているが、文章は完全に異なっている。一方、「婬」「偸盗」「殺」「妄語」「摩触」「八事」という六つの項目は同時に比丘尼八波羅夷の前六項であるので、初雕本の六法と『四分律』八波羅夷の前六項との比較もしてみよう。以下の通りである。（一致している内容を傍線で示す）。

	初雕本六法	『四分律』八波羅夷法
婬	重一切不浄行。行婬欲法。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文97行～100行）	不得作不浄行行婬欲法。若比丘尼作不浄行行婬欲法。乃至共畜生。非比丘尼非釈種女。汝是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（『四分律』、『大正蔵』22巻925頁中段19行～22行）
偸盗	一切不得偸盗乃至草葉。若式叉摩那取人五銭若過五銭。若自取若教人取。若自斫若教人斫。若自破若教人破。若焼若埋若壊色。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文101行～106行）	不得偸盗乃至草葉。若比丘尼取人五銭若過五銭。若自取教人取。若自斫教人斫。若自破教人破。若焼若埋若壊色者。非比丘尼非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（『四分律』、『大正蔵』22巻925頁中段22行～27行）
殺	一切不得故断衆生命乃至蟻子。若式叉摩那故自手断人命。求刀授与人。教死歓死讃死。与人非薬。若堕人胎。厭禱呪術殺。自作方便及教人作。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文107行～112行）	不得断衆生命乃至蟻子。若比丘尼自手断人命。持刀授与人。教死讃死歓死。与人非薬。若堕胎。厭禱呪術。若自作方便教人作。彼非比丘尼非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（『四分律』、『大正蔵』22巻925頁中段27行～下段2行）

妄語	一切不得妄語乃至戯笑。若式叉摩那不真実語。无所有自称言得上人法。得禅得解脱須陁洹果乃至阿羅漢果。言天来龍来鬼神来供養我。此非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 113 行～118 行）	不得作妄語乃至戯笑。若比丘尼不真実非己有。自称言得上人法。得禅得解脱三昧正受。得須陀洹果乃至阿羅漢果。天来龍来鬼神来供養我。彼非比丘尼非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（『四分律』、『大正蔵』22 巻 925 頁下段 2 行～7 行）
摩触	一切不得身相摩触乃至共畜生。若式叉摩那有染汚心。与染汚心男子身相触犯。腋已下膝已上。若摩若捺。逆摩順摩。若牽。若挙若下。若捉若急捺。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 119 行～124 行）	不得身相触乃至共畜生。若比丘尼染汚心。与染汚心男子身相触。腋已下膝已上。若摩若捺。逆摩順摩。若牽若推。若挙若下。若捉若急捺。彼非比丘尼非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（『四分律』、『大正蔵』22 巻 925 頁下段 8 行～12 行）
八事	一切不得犯八事乃至共畜生。若式叉摩那有染汚心。与染汚心男子受捉手捉衣至屏処住。屏処語。若共立。若共行。若身相近。若共期行。犯此八事。非式叉摩那非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（翻刻文 125 行～130 行）	不得犯八事乃至共畜生。若比丘尼有染汚心。受染汚心男子捉手捉衣至屏処住。若共立。屏処語。若共行。若身相近。若共期。犯此八事。彼非比丘尼非釈種女。是中盡形寿不得犯。能持不。答言能。（『四分律』、『大正蔵』22 巻 925 頁下段 12 行～17 行）

表に示したように、初雕本テキストの訳語と文章の構成などは『四分律』と非常に類似している。要するに、初雕本『四分比丘尼羯磨』の六法は『四分律』の文章を使用して『十誦律』の内容を表したものである。単に『十誦律』のみ或いは『四分律』のみを基にしていたら、こういう結果

にはならないだろう。編撰者の意図は一目瞭然である。

(H)

【校勘文】

首題既云尼羯磨。二本即有比丘度沙弥法、沙弥受十戒法、大僧受具戒法等。五乱也。

【訓読】

首題既に尼羯磨と云う。二本即ち「比丘度沙弥法」「沙弥受十戒法」「大僧受具戒法」等有り。五の乱なり。

【試訳】

首題はすでに『四分比丘尼羯磨』と書かれているが、宋本と国本には「比丘度沙弥法」「沙弥受十戒法」「大僧受具戒法」など比丘羯磨の内容が入っているのは第五番目の混乱しているところである。

【考察】

現在一切経に収められている諸羯磨本には「尼羯磨」というのは『四分比丘尼羯磨』と『尼羯磨』との二つしかない。『四分比丘尼羯磨』は色々な問題があって、参考にならないが、『尼羯磨』には確かに比丘尼に関する内容のみが含まれている。ほかには、敦煌本にも「尼羯磨」と名づけている経典が数点ある。現在調べたかぎりでは、比丘に関する内容が入っているものは見られない。そもそも守其等が言っているように、初雕本テキストの内容は経題と合致していないのである。

(E)箇所に示した初雕本『四分比丘尼羯磨』の構成を見ると、比丘尼羯磨でも比丘羯磨でも受戒羯磨しか書かれていないことが分かる。つまり、この羯磨本は完全な羯磨本ではないのである。内容から判断すれば、経題は「受戒羯磨」と呼ばれるべきであろう。

(I)

【校勘文】

開元録云宋求那跋摩訳。二本但云女人出家法。六乱也。

【訓読】

開元録に宋求那跋摩訳と云う。二本ただ女人出家法と云う。六の乱なり。

【試訳】

『開元録』には「宋求那跋摩訳」と書いてある。宋本と国本とは女人出家法のみと言っている。これは第六番目の混乱しているところである。

【考察】

（A）箇所で考察したとおり、二本について訳者情報が書かれていないのは問題があると思われる。ともかく、初雕本テキストを参考にすると、守其等が言いたいのは宋本と国本には訳者名が書かれていないことである。前に述べたように、守其等は再雕版蔵経を造るときに『開元録』『続開元録』『貞元録』を用いて参考にした。目録と合致しているかどうかということは守其等にとって重要な判断基準であったことが分かる。『開元録』の記録は以下の通りである。

四分比丘尼羯磨法一巻（祐云曇無徳羯磨或云雑羯磨）

宋罽賓三蔵求那跋摩訳[54]

契丹本『四分比丘尼羯磨』に書かれている訳者名がこの記録と合致していることと、宋本には訳者名が書かれていないこととは守其等にとって間違いなく最後の判断に至る重要な基準であった。

（J）

【校勘文】

故知二本是乃後代無稽之人臆度乱抄耳。不可依用。今故逓之。

【訓読】

故に二本これ乃ち後代の無稽の人の臆度乱抄なるを知るべし。依りて用いるべからず。今故にこれ逓す。

【試訳】

こういうわけで、国本と宋本との『四分比丘尼羯磨』は後代の無知の人が憶測して抄出したものであると判断した。このテキストを用いるのはいけない。これを理由として今このテキストを（契丹本を用いて）差し替えた。

[54]『開元釈教録』巻13、『大正蔵』55巻619頁中段11行～12行。

以上、『校正別録』に収められる『四分比丘尼羯磨』校勘文について考察した。

七、おわりに

以上、高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の本文分析にまだ入っていないが、まずこれに関する基礎的な問題を整理した。その中、『四分比丘尼羯磨』に関する校勘文、特に「六つの乱」について詳しく検討していくと、守其等の考え方と判断の基準が少し見えてくる。初雕本テキストは問題があることも明らかである。しかし、検討すればするほど、初雕本『四分比丘尼羯磨』は守其等が言ったように無知の人が勝手にどこからか抄出したものではないことが明白になる。このテキストは四分律系の羯磨のように作られたが、実際には『十誦律』と密接な関係がある。守其等が混乱していると指摘した箇所も、幾つかは『十誦律』との関連性がその原因である。もちろん、守其等は校勘を行ったときに初雕本テキストと『十誦律』との関連性を考えるに至ってはいない。現時点から見ても、『四分律』系統の羯磨に『十誦律』の内容が混入したことは不自然である。しかし、二つの広律に関わることは、単純に混乱しているとは判断し得ないであろう。この問題についてまた詳しく検討するべきであると思われる。

【付録】高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の翻刻

凡例

一　本篇は南禅寺蔵高麗初雕本『四分比丘尼羯磨』の翻刻である。本文を内容的に数字で分けて下記に示した。

一　翻刻文は、異体字・俗字も含めて原則として本文は旧字を用いた。

一　原文は白文であるが、読解の為に句読點を付した。

一　趙城金蔵本『四分比丘尼羯磨』を用いて校勘した。

0

四分比丘尼羯磨

1

四分律女人出家法

若有女人初來求出家、在比丘尼寺内剃髪者、應白尼僧。若一一語令知。然後爲剃髪。應如是白。大姉僧聽。此某甲欲從某甲尼求剃髪。若僧時到僧忍聽、爲某甲剃髪。白如是。（白已爲剃髪。）

若欲出家在比丘尼寺内者、亦當白僧、若一一語令知。應作如是白。大姉僧聽。此某甲從某甲尼求出家。若僧時到僧忍聽、與某甲出家。白如是。（白已與出家。出家者與著袈裟。教右膝著地合掌。教請和尚尼。作如是言。）

2

請和上尼文。

大姉尊憶持。我某甲今請尊爲十戒和上尼。願尊爲我某甲作十戒和上尼。我某甲依尊故得受沙彌[1]十戒。（如是三說。）

大姉尊憶持。我沙彌尼某甲、從今時盡形壽歸依佛、歸依法、歸依僧。我今隨佛出家。和上尼某甲。如來・無所著・等正覺是我世尊。（如是三說。）

---

[1]「沙彌」、原文は「沙彌」となるが、この箇所は沙彌尼が十戒を受けることを言っているので、「沙彌尼」と訂正すべきだと思われる。

大姉尊憶持。我沙彌尼某甲、從今時盡形壽歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。我今隨佛出家已。和上尼某甲。如來・無所著・等正覺是我世尊。(如是三說。)

3

沙彌尼受十戒法。

盡形壽不殺生、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不殺生。是事能持不。答言能。

盡形壽不偸盜、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不偸盜。是事能持不。答言能。

盡形壽不婬、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不婬。是事能持不。答言能。

盡形壽不妄語、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不妄語。是事能持不。答言能。

盡形壽不飮酒、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不飮酒。是事能持不。答言能。

盡形壽不著華鬘好香塗身、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不著華鬘好香塗身。是事能持不。答言能。

盡形壽不得歌舞作樂、亦不故往觀聽、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不得歌舞作樂、亦不故往觀聽。是事能持不。答言能。

盡形壽不坐高廣床上、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不坐高廣床上。是事能持不。答言能。

盡形壽過中不食、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽過中不食。是事能持不。答言能。

盡形壽不捉持金銀生像寶物、是沙彌尼戒。汝是中盡形壽不得捉持金銀生像寶物。是事能持不。答言能。

如是沙彌尼十戒。盡形壽不應犯。當勤供養三寶、佛寶・法寶・比丘僧寶。供養和上、阿闍梨。一切如法教。不得違逆。當勤加三業、坐禪・學問・勸化作福。於佛法中有所進益。當得須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果、乃至阿耨多羅三藐三菩提果。令汝出家不空、福報世世不絕。

4
受六法請和上尼文。

　大姉尊憶持。我沙彌尼某甲、今請尊爲十戒和上尼。願尊爲我某甲作十戒和上尼。某甲依尊故得受二歳學戒。（如是三說如上。尼答言可、爾莫放逸也。）

5

　聽童女十八者、二年中學戒、年滿二十、比丘尼僧中受大戒。若年十歳、曾出適者、聽二年學戒。滿十二與受戒。應如是與二歳學戒。沙彌尼應往比丘尼僧中、偏袒右肩、脫革屣禮比丘尼僧足。禮已、右膝著地、合掌白如是言。

6
白僧文。

　大姉僧聽。僧一心作僧事。沙彌尼某甲。和上尼某甲。僧當與沙彌尼某甲二歳學戒。（如是三說。白已喚沙彌尼來、更禮僧足。已、右膝著地合掌。教如是乞戒。）

從僧乞戒文。

　大德二部僧憶持。我沙彌尼某甲、從和上尼某甲求受二歳學戒。我某甲今從僧乞二歳學戒。和上尼某甲。願僧濟度我、悲愍故、與我某甲二歳學戒。（如是三乞。已、應將沙彌尼往著眼見耳不聞處。已、戒師作如是白。）

7
戒師作白羯磨文與學戒白四羯磨文。

　大德二部僧聽。此沙彌尼某甲、從和上尼某甲、求受二歳學戒。此某甲今從衆僧乞受二歳學戒。和上尼某甲。若僧時到僧忍聽、僧與某甲二歳學戒。和上尼某甲白如是。

　大德二部僧聽。此沙彌尼某甲、從和上尼某甲、求受二歳學戒。此某甲今從僧乞受二歳學戒。和上尼某甲。僧今與某甲二歳學戒。和上尼某甲。誰諸長老忍僧與某甲二歳學戒、和上尼某甲者、嘿然。誰不忍者說。（如是三

說。）

僧已忍、與某甲二歳學戒、和上尼某甲竟。僧忍嘿然故、是事如是持。

8

應如是與六法。

善女諦聽、如來・無所著・等正覺爲式叉摩那説六法。

重一切不淨行。行婬欲法、非式叉摩那非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得偸盗、乃至草葉。若式叉摩那取人五錢、若過五錢、若自取、若教人取、若自斫、若教人斫、若自破、若教人破、若燒、若埋、若壞色。非式叉摩那非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得故斷衆生命、乃至蟻子。若式叉摩那故自手斷人命、求刀授與人、教死、勸死、讚死、與人非藥、若墮人胎、厭禱呪術殺、自作方便及教人作。非式叉摩那非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得妄語、乃至戲笑。若式叉摩那不真實語、無所有自稱言得上人法、得禪、得解脱、須陀洹果乃至阿羅漢果、言天來、龍來、鬼神來供養我。此非式叉摩那非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得身相摩觸、乃至共畜生。若式叉摩那有染汚心、與染汚心男子身相觸、犯腋已下、膝已上、若摩、若捺、逆摩、順摩、若牽、若舉、若下、若捉、若急捺。非式叉摩那非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得犯八事、乃至共畜生。若式叉摩那有染汚心、與染汚心男子受捉手、捉衣、至屏處住、屏處語、若共立、若共行、若身相近、若共期行。犯此八事非式叉摩那非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

汝聽。僧已與汝學戒。受持六法、名式叉摩那。汝得和上尼如法、阿闍梨如法、比丘尼僧具足。已出家受持六法。當勤供養三寶、佛寶・法寶・比丘僧寶。供養和上、阿闍梨。上中下座皆悉恭敬。當學三學、戒・定・慧。當修三脫門、空・無相・無願。當勤三業、坐禪・誦經・勸化作福。行是諸法、開涅槃門。得須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果。如諸蓮花在於池中日日增長開敷。汝亦如是。於毗尼法中增長道法。後當受具足戒。式叉摩那受二歳學戒已、於一切比丘尼戒中盡應學。除爲比丘尼過食。

9

比丘尼僧一心和合。比丘尼某甲應從坐起、偏袒右肩、脫革屣、胡跪合掌作如是乞[2]衆羯磨文。

大姉僧聽。我比丘尼某甲、受大戒滿十二歳、欲畜衆。我今從僧乞畜衆羯磨。願僧與我比丘尼某甲作畜衆羯磨。慈愍故。（如是三說）

10

衆羯磨文[3]。

大姉僧聽。是比丘尼某甲、受大戒滿十二歳、欲畜衆。是比丘尼某甲、從僧乞畜衆羯磨。若僧時到僧忍聽、僧與比丘尼某甲作畜衆羯磨。白如是。

大姉僧聽。是比丘尼某甲、受大戒滿十二歳、欲畜衆。是比丘尼某甲、從僧乞畜衆羯磨。僧今與比丘尼某甲畜衆羯磨。誰諸大姉忍僧與比丘尼某甲畜衆羯磨者嘿然。誰不忍者說。（如是三說）僧已忍與比丘尼某甲作畜衆羯磨竟。僧忍嘿然故、是事如是持。

11

式叉摩那受大戒請和上尼文。

大姉尊憶持。我沙彌某甲、今請尊爲具足戒和上尼。願尊爲我某甲作和上尼。我某甲依尊故得受具足戒。如是三說。和上尼答言、可、爾莫放逸也。

若式叉摩那學戒已、若年滿二十、若年十二、應與受戒。將受戒人著眼見耳不聞處。是中戒師應差教授師。衆中誰能爲某甲作教授師。

12

羯磨教授師文。

大德二部僧聽。此式叉摩那某甲從和上尼某甲求受具足戒。若僧時到僧忍聽、某甲尼能爲作教授師。白如是。

2「乞」、原文は以下に「畜」が脱落したか。

3「衆羯磨文」、文意によれば、「與畜衆羯磨文」に訂正すべきだと思われる。

13
教授師問遮法竟還白僧文。

大德二部僧聽。此式叉摩那某甲、從和上尼某甲求具足戒。若僧時到僧忍聽、我某甲於空靜處問。自說清淨。聽將來不。白如是。戒師答言、清淨如法、將來。來已、教授師爲捉衣鉢、教禮[4]僧足。在戒師前胡跪合掌、作如是乞。

14
從僧中乞戒文。

大德二部僧憶持。我式叉摩那某甲、從和上尼某甲求受具足戒。我某甲今從二部僧乞受具足戒。和上尼某甲。願僧濟度我、慈愍故、與我某甲具足戒。（如是三說。）

15
戒師僧中問遮法文。

大德二部僧聽。式叉摩那某甲、從和上尼某甲求受具足戒。此某甲今從大德二部僧乞受具足戒。和上尼某甲。若僧時到僧忍聽、我某甲今於二部衆中問某甲妨戒難事。白如是。

應次第問語言、汝此安陀會、欝多羅僧、僧伽梨、此僧祇支、覆肩衣、此鉢多羅、悉是汝有不。善女當知、今是至誠時、實語時。實當言實。不實言不實。我今問汝。有便言有。無便言無。汝字何等、和上尼字誰、年滿二十未、衣鉢具不、父母聽汝不、不負人債不、非婢不、是女人不、女人有如是病、癩、白癩、癰疽、疛瘠、顚狂、二根一道、大小便常漏、涕唾常出、汝無如是諸病耶。（答言無也。）

是中大僧戒師應問言、汝學戒未清淨不、作本事不。若言已學戒清淨、應問餘比丘尼某甲已學戒清淨不。若言已學戒清淨、即應作白。

4「禮」、初雕本はこの文字がすべて簡体の「礼」と作る。金蔵本はこの箇所だけ「禮」と作る。

16

戒師作白四羯磨文。

大德二部僧聽。此式叉摩那某甲、從和上尼某甲求受具足戒。此某甲今從衆僧乞受具足戒。和上尼某甲。某甲自說清淨無諸難事、年歳已滿、衣鉢具足、已學戒清淨。今授某甲具足戒。和上尼某甲。若僧時到僧忍聽、僧今授某甲具足戒。和上尼某甲。白如是。

大德二部僧聽。此式叉摩那某甲、從和上尼某甲求受具足戒。此某甲今從二部僧乞受具足戒。和上尼某甲。某甲自說清淨、無諸難事、年歳已滿、衣鉢具足、學戒清淨。僧今授某甲具足戒。和上尼某甲。誰諸長老忍僧授某甲具足戒、和上尼某甲者嘿然。誰不忍者便說。是初羯磨。（如是三說）

僧已忍授某甲具足戒、和上尼某甲竟。僧忍嘿然故、是事如是持。

17

善女人諦聽。如來・無所著・等正覺説八波羅夷法。若比丘尼犯一一法、非比丘尼、非釋種女。

一切不得作不淨行、行婬欲法、乃至共畜生。若比丘尼犯不淨行、行婬欲法、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得偸盗、乃至草葉。若比丘尼取人五錢、若過五錢、若自取、若教人取、若自斫、若教人斫、若自破、教人破、若燒、若埋、若壞色、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得故斷衆生命、乃至蟻子。若比丘尼自手斷人命、持刀授與人、教死、讃死、勸死、與人非藥、若墮胎、厭禱呪術殺、若自作方便、教人作、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得妄語、乃至戲笑。若比丘尼不真實、非已有、自称言得上人法、得禪、得解脱、得定、得四空定、得須陀洹果乃至阿羅漢果、言天來、龍來、鬼神來供養我、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得身相摩觸、乃至共畜生。若比丘尼有染污心、與染污心男子身相觸、抱腋已下膝已上、若摩、若捺、逆摩、順摩、若牽、若推、若舉、若下、若捉、若急捺、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得犯八事、乃至共畜生。若比丘尼有染汚心、受染汚心男子、受捉手、捉衣、至屏處住、屏處語、屏處立、若共立、若期共行、若身相近。犯此八事、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得覆藏他罪、乃至突吉羅惡說。若比丘尼知比丘尼犯波羅夷、不自擧、亦不白僧、不語人令知。後於異時、此比丘尼若休道、若滅擯、若作不共住、若入外道。後方作如是言、我先知此人如是如是。覆藏他重罪、非比丘尼、非釋種女。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得隨被擧比丘語乃至沙彌。若比丘尼知比丘爲僧所擧、如法、如毗尼、如佛所教、犯威儀未懺悔、作不共住。便隨順彼比丘尼諫此比丘尼。言、大姉、彼比丘爲僧所擧、如法、如毗尼、如佛所教、犯威儀未懺悔、作不共住。莫隨彼比丘語。彼比丘尼諫此比丘尼時堅持不捨。彼比丘尼應乃至三諫捨此事故。乃至三諫捨者善。不捨者、非比丘尼、非釋種女。犯隨順擧。是中盡形壽不得犯、能持不。答言能。

18

善女諦聽。如來・無所著・等正覺說四依法。依此出家受具足戒是比丘尼法。是中盡形壽能持不。答言能。

依糞掃衣出家受具足戒是比丘尼法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、檀越施衣、若得輕衣、割截衣。應受。

依乞食出家受具足戒是比丘尼法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、若僧差食、檀越送食、月八日食、十五日食、月初日食。若僧常食、檀越請食、得裁量受。

依樹下坐出家受具足戒是比丘尼法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、別房、樓閣、小房、石室、兩房一戸、得裁量受。

依腐爛藥出家受具足戒是比丘尼法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、蘇油蜜、石蜜、得裁量受。

19

汝已受戒竟。白四羯磨如法成就、得好處所。和上尼如法、阿闍梨如法、二部僧具足。當善受教敕。當勤供養三寶、佛寶・法寶・比丘僧寶。供養和

上、阿闍梨。一切如法教、不得違逆。當勤學問。坐禪、誦經、勤求方便。於佛法中有所進益。當得須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果、乃至阿耨多羅三藐三菩提果。令汝出家不空、果報世世不絶。餘所未知者、當問和上阿闍梨。（令受戒人在前而去。）

20

受衣鉢文。

尊憶持。此僧伽梨、若干條割截成。受持不離宿。（受三衣法、如是三說）。大德尊憶持。此鉢多羅應量受持、常用故。（如是三說。）

21

度沙彌文。

若欲在寺内剃髮者、應白僧、若一一語令知。然後與剃髮。應作如是白。大德僧聽。此某甲欲從某甲求剃髮。若僧時到僧忍聽、爲某甲剃髮。白如是。（白已爲剃髮。）

大德僧聽。此某甲從某甲求出家。若僧時到僧忍聽、與某甲出家。白如是。（白已與出家。著袈裟、偏露右肩、脫革屣、右膝著地合掌。教作如是言。）

22

請和上文。

尊憶持。我某甲今請尊爲十戒和上。願尊爲我某甲作和上。我某甲依大德尊故得受沙彌十戒。（如是三說。）

尊憶持。我某甲歸依佛、歸依法、歸依僧。我今隨佛出家。和上某甲。如來・無所著・等正覺是我世尊。（如是三說。）

我某甲歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟。我今隨佛出家竟。和上某甲。如來・無所著・等正覺是我世尊。（如是三說。）

23

沙彌受十戒法。

一盡形壽不得殺生、是沙彌戒。是中盡形壽不得殺生。是事能持不。答

言能。

二盡形壽不得偸盜、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得偸盜。是事能持不。答言能。

三盡形壽不得婬、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得婬。是事能持不。答言能。

四盡形壽不得妄語、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得妄語。是事能持不。答言能。

五盡形壽不得飲酒、是沙彌戒汝。是中盡形壽不得飲酒。是事能持不。答言能。

六盡形壽不得著華鬘好香塗身、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得著華鬘好香塗身。是事能持不。答言能。

七盡形壽不得歌舞作樂、亦不故往觀聽、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得歌舞作樂、亦不故往觀聽。是事能持不。答言能。

八盡形壽不得坐高廣床上、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得坐高廣床上。是事能持不。答言能。

九盡形壽過中不食時、是沙彌戒。汝是中盡形壽過中不食。是事能持不。答言能。

十盡形壽不得捉金銀生像寶物、是沙彌戒。汝是中盡形壽不得捉金銀生像寶物。是事能持不。答言能。

如是沙彌十戒。盡形壽不應犯。當勤供養三寶、佛寶・法寶・比丘僧寶。供養和上、阿闍梨。一切如法教、不得違逆。當勤加三業、坐禪・學問・勸化作福。於佛法中有所進益。當得須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢果、乃至阿耨多羅三藐三菩提果。令汝出家不空、福報世世不絶。

24

大僧受大戒羯磨法文。

欲受戒者初來、應教令頭面禮僧足。禮已、次教求和上。作如是言。大德尊憶持。我某甲求大德尊作和上。願大德尊爲我某甲作和上。我某甲依尊故得受具足戒。（如是三說。）和上言、可、爾莫放逸。爾時僧安受戒者眼見耳不聞處。戒師應問、僧中誰能爲某甲作教師。教師應起答言、我能當。

25

白一羯磨。戒師羯磨教師文。

大德僧聽。此沙彌某甲從和上某甲求受具足戒。若僧時到僧忍聽、某甲作教授師。白如是。

26

教授師問遮法文。

教授師應往受戒人所。問言、此僧伽梨、欝多羅僧、安陀會衣、鉢是汝有不。答言是。應語言、善男子聽。今是至誠時、實語時、實便言實、不實便言不實。汝字何等、和上字誰、年滿二十未、三衣鉢具不、父母聽汝不、汝不負人債不、汝非奴不、汝非官人不、汝是丈夫不、丈夫有如是病、癩、白癩、癰疽、疖痟、顚狂、汝有如是病不。答言無。應語言、如我向者所問。僧中亦當如是問汝。汝亦當作如是答僧。教授師問已應還僧中。如常威儀至舒手及僧處立。作如是白。

27

教授師問遮法竟還白僧文。

大德僧聽。沙彌某甲從和上某甲求受具足戒。若僧時到僧忍聽、我某甲於空靜處問。自說清淨、無諸難事。聽將來不。白如是。（戒師答言、清淨如法將來。）

教授師喚受戒人言、汝來。來已、爲捉衣鉢、教禮僧足。禮已、在戒師前長跪合掌。教授師應教乞戒。作如是言。

28

從衆乞戒文。

大德僧聽持。我沙彌某甲從和上某甲求受具足戒。我某甲今從衆僧乞受具足戒。和上某甲。願僧濟度我、慈愍故。（如是三說）。是中戒師應作白。

29

戒師僧中問遮法文。

大德僧聽。此沙彌某甲從和上某甲求受具足戒。此某甲今從衆僧乞受具足戒。和上某甲。若僧時到僧忍聽、我問某甲諸難事。白如是。此中戒師問諸難事與上教授師所問不異、故不出文。

30

戒師作白四羯磨文。

大德僧聽。此沙彌某甲從和上某甲求受具足戒。此某甲今從衆僧乞受具足戒。和上某甲。某甲自說清淨、無諸難事、年滿二十、三衣鉢具。若僧時到僧忍聽、僧今授某甲具足戒。和上某甲。白如是。

大德僧聽。此沙彌某甲從和上某甲求受具足戒。此某甲今從衆僧乞受具足戒。和上某甲。某甲自說清淨、無諸難事。年滿二十、三衣鉢具。僧今授某甲具足戒。和上某甲。誰諸長老忍僧今授某甲具足戒、和上某甲者、嘿然。誰不忍者便說。是初羯磨。（如是三說。）

僧已忍授某甲具足戒、和上某甲竟。僧忍嘿然故、是事如是持。

31

善男子聽。如來・無所著・等正覺說四波羅夷法。若比丘犯一一法、非沙門非釋種子。

一切不得犯婬欲、作不淨行。若比丘犯不淨行、受婬欲法、乃至共畜生、非沙門非釋種子。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得偸盜、乃至草葉。若比丘取人五錢、若過五錢、若自取、若教人取、若自析[5]、若教人析、若自破、若教人破、若燒、若埋、若壞色、非沙門非釋種子。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得故斷衆生命、乃至蟻子。若比丘故自手斷人命、持刀授與人、教死、讚死、勸死、與人非藥、若墮人胎、厭禱呪術殺、自作方便、教人作。非沙門非釋種子。汝是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

一切不得妄語、乃至戯笑。若比丘不真實、非已有自称言我得上人法、

[5]「析」、本テキストの式叉摩那と比丘尼部分の文章、及び『四分律』の対応箇所を参照すれば、「斫」に訂正すべきである。

得禪、得解脫、得定、得四空定、得須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果、言天来龍来鬼神来供養我。非沙門非釋種子。是中盡形壽不得犯。能持不。答言能。

32

善男子聽。如來・無所著・等正覺說四依法。比丘依此出家受具足戒、是比丘法。是中盡形壽能持不。答言能。

依糞掃衣出家受具足戒是比丘法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、檀越施衣、若得輕衣、若割截衣、應受。

依乞食出家受具足戒是比丘法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、若僧差食、檀越送食、月八日食、十五日食、月初日食、若僧常食、檀越請食、應受。

依樹下坐出家受具足戒是比丘法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、別房、樓閣、小房、石室、兩房一戸、應受。

依腐爛藥出家受具足戒是比丘法。是中盡形壽能持不。答言能。若得長利、蘇油蜜、石蜜、應受。

33

汝已受戒竟。白四羯磨如法成就、得好處所。和上如法、阿闍梨如法。衆僧具足。當勤供養三寶、佛寶・法寶・比丘僧寶。供養和上、阿闍梨。一切如法教、不得違逆。當勤修三業、坐禪・學問・勤求方便。於佛法中有所進益。當得須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果、乃至阿耨多羅三藐三菩提果。令汝出家不空、果報世世不絶。餘所未知者、當問和上阿闍梨。令受戒人在前而去。）

34

受戒時若八難事起、得称二人三人名、一時羯磨。不得過也。

35

受衣鉢文。

大德憶持。此我僧伽梨、若干條割截成。受持不離宿。（受三衣法、如是三說。）大德憶持。此鉢多羅應量受持、常用故。（如是三說。）

36
請依止文。

大德憶持。我某甲請大德爲依止阿闍梨。願大德爲我某甲作依止阿闍梨。我依大德故得如法住。（如是三說。）師應語言、汝莫放逸。弟子答言、爾。

37
四分比丘尼羯磨

Summary

A Preliminary Study on the *Sifen biqiuni jiemo* Version in the First Edition of the *Korean Tripiṭaka*

Yang Tingting

The *Sifen biqiuni jiemo* 四分比丘尼羯磨 text included in the *Taishō Canon* 大正藏 and regarded as a translation by Guṇavarman 求那跋摩, is identical with the section dedicated to the procedure of the full ordination for nuns (*jiemo* 羯磨), allegedly rendered by Dharmasatya 曇諦. Rather than accepting the idea that two different translators produced a completely identical text, we should consider the possibility of a confusion originating in the intricate history of the compilation of the Buddhist Canon in East Asia.

The *Taishō Canon* is based upon the Second Edition of the *Korean Tripiṭaka* whose woodblocks were carved from 1236 to 1251. The Second Edition is actually a revised version which collated the First Edition of the *Korean Tripiṭaka*, the *Song Dynasty Tripiṭaka* 宋藏, and the *Khitan Tripiṭaka* 契丹藏. Parts of the collation and editing records are found in Sugi's 守其 *Gaoliguo xin diao dazangjing jiaozheng bielu* 高麗國新雕大藏經校正別録. This catalogue bears testimony to the fact that of the *Sifen biqiuni jiemo* text in the First Edition was replaced in the Second Edition with the *Khitan Canon* version. Fortunately, part of the First Edition of the *Korean Tripiṭaka*, including our *Sifen biqiuni jiemo*, has survived in the collection of Nanzen-ji 南禪寺 (Kyoto).

This paper is a preliminary study dedicated to the *Sifen biqiuni jiemo*. It examines the problem of the translator of the text as well as its different versions in various editions of the Canon. It also includes a comparison between the records in the *Gaoliguo xin diao dazangjing jiaozheng bielu*

and the extant text of the *Sifen biqiuni jiemo* in the First Edition of the *Korean Tripiṭaka.* I hope that this will also answer the question why the version in the First Edition was abandoned in favour of the *Khitan Canon* version.

Postgraduate Student,
International College
for Postgraduate Buddhist Studies